

絞罪器械圖式の頒布と絞罪器械の設置実務

——明治初期の絞首刑の執行を巡る資料を読み解く——

永 田 憲 史

目 次

- 1 はじめに
- 2 絞柱及びその廃止並びに新たな器械の導入
- 3 熊谷県、新治県及び宮城県における新築工事
- 4 改定律例の注釈書
- 5 齟齬及び差異
- 6 絞罪器械圖式の位置付け

1 はじめに

我が国の絞首刑の執行設備を定める絞罪器械圖式（明治6年太政官布告第65號）の内容は奇異で不可解なものである。

絞罪器械圖式は、編綴された順に、絞架全圖（図1-1）、ふみいたうらめんのず踏板裏面圖、きしゃぞうのず（以上、図1-2）、ふみいたおもてめんのず踏板表面圖、きしゃのず機車装置圖、きしゃのつづきてつはんのず機車屬鐵板圖、てつはんかざ鐵板架圖、らせんのず（以上、図1-3）、こうじょうかんのず絞繩鑲圖、こうじょうりやくのず絞繩畧圖（以上、図1-4）の10図からなっている¹⁾。このうち、具体的な寸法が記載されているのは、絞繩略圖のみであって、「繩長二丈五尺」（7575.6mm）²⁾と記載されている。一方、それ以外の9図には具体的な寸法は記載されておらず、絞架全圖は「實物三十分ノ一」、踏板裏面圖、機車装置圖、踏板表面圖、機車圖及び機車屬鐵板圖は「實物十五分ノ一」、鐵板架圖、螺旋圖、絞繩鑲圖及び絞繩畧圖は「實物五分ノ一」と記載さ

1) 国立国会図書館のデジタルコレクションとして「絞架全図」のタイトルで公開されている。〈<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2542228>〉（2018年8月31日閲覧、以下同じ）。

2) 1丈3030.3mm、1間1818.2mm、1尺303.0mm、1寸30.3mm、1分3.0mmで計算した（以下同じ）。

図 1-2

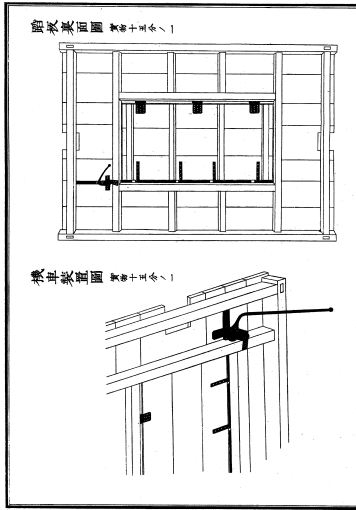


図 1-4

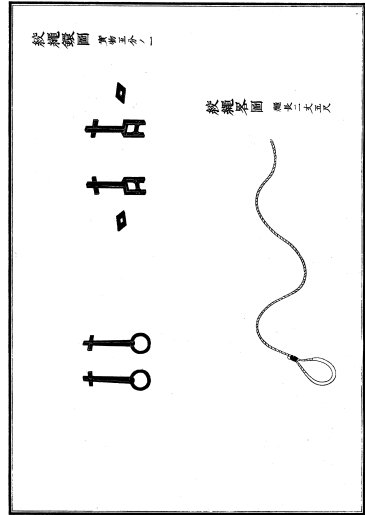


図 1-1

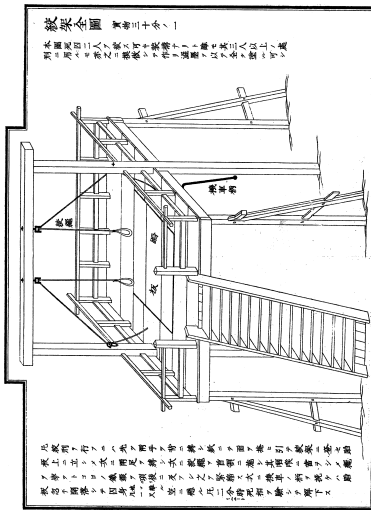
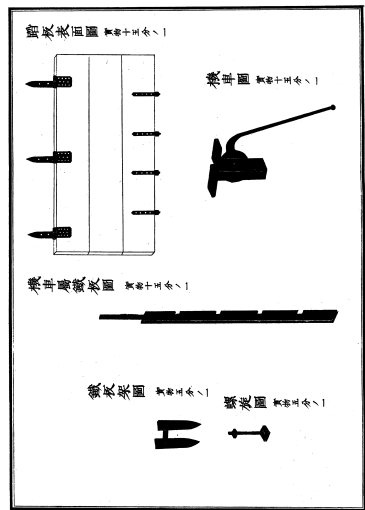


図 1-3



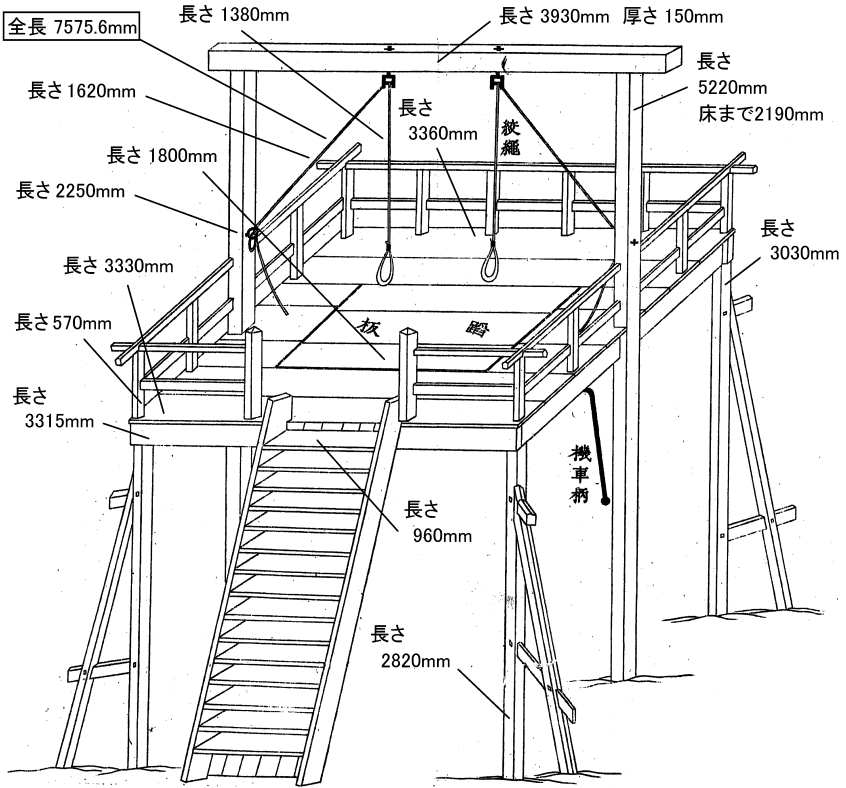
れているのみである。また、絞架全圖等からは、木材を利用することが想定されているようであるが、いかなる樹木を利用すべきなのかについても記載されていない。このように、器械の図面であるにもかかわらず、具体的な寸法や材木の種類が記載されていないことは奇異で不可解であると言ってよいであろう。

このような記載のみで罪刑法定主義に反しないのかについては、ここではひとまず措くこととしたい。ここでは、絞罪器械圖式の図の寸法に齟齬があることを指摘しておきたい。当方は、絞罪器械圖式に記載された寸法を把握するため、古書店より絞罪器械圖式を入手し、計測した。その結果、まず、絞架全圖と踏板裏面圖から求められる寸法の間になかならぬ差があることが判明した。絞架全圖において、踏板の設けられた床の横框の長さは前部で111mm、後部で112mmであり、床に設けられた踏板の幅は60mmであることから、実物はそれぞれその30倍の3330mm乃至3360mmと1800mmで作成されるべきこととなる（図2-1）。ところが、踏板裏面圖において、横框の長さは169mmであり、踏板の幅は95mmであることから、実物はそれぞれその15倍の2535mmと1425mmで作成されるべきこととなり（図2-2）、絞架全圖から求められる寸法とはそれぞれ795mm乃至825mmと375mmという到底無視できない差がある。

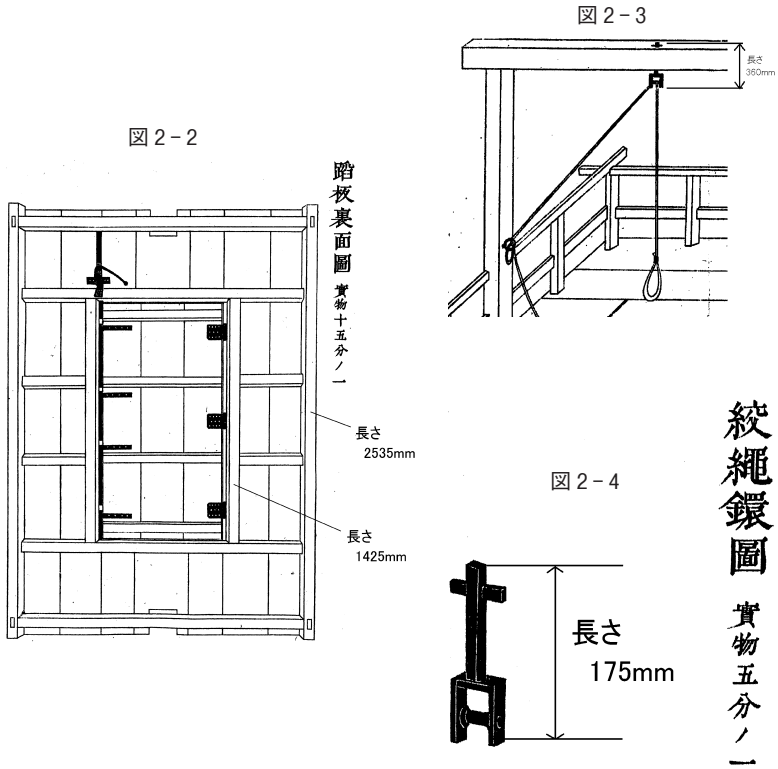
また、絞架全圖と絞繩鑲圖から求められる寸法の間にも差がある。絞繩を架ける「古」型の金具の縦の長さが、絞架全圖においては12mmであることから実物はその30倍の360mmで作成されるべきこととなるのに対し（図2-3）、絞繩鑲圖においては35mmであることから実物はその15倍の175mmで作成されるべきこととなる（図2-4）。つまり、絞架全圖に基づいて作成した場合、絞繩鑲圖に基づいて作成した場合の2倍超の長さとなることとなる。このように、器械の図面であるにもかかわらず、各図の寸法の間には齟齬があることも奇異で不可解であると言ってよいであろう。

こうした寸法の齟齬以前の問題として、絞罪器械圖式は、周知の通り、未だ帝国議会が開設される前に太政官布告として頒布されていて、法律の形式を採っていないため、その有効性が争われている。最高裁は、「布告の制定後今

図 2-1



日に至るまで廃止されまたは失効したと認むべき法的根拠は何ら存在しない。同布告は、死刑の執行方法に関し重要な事項（例えば、『凡絞刑ヲ行フニハ……両手ヲ背ニ縛シ……面ヲ掩ヒ……絞架ニ登セ踏板上ニ立シメ……絞縄ヲ首領ニ施シ……踏板忽チ開落シテ囚身……空ニ懸ル』等）を定めており、このような事項は、死刑の執行方法の基本的事項であつて、死刑のような重大な刑の執行方法に関する基本的事項は、旧憲法下においても法律事項に該当すると解するを相当とし（旧憲法23条）、その限度においては同布告は旧憲法下において既に法律として遵由の効力を有していた……。新憲法下においても、同布告に定められたような死刑の執行方法に関する基本的事項は、法律事項に該当す



るものというべきである。「布告は……法律と同一効力を有するものとして有効に存続しているといわなければならない」として³⁾、絞罪器械圖式が有効であることを認めている。

また、同事件においては、絞罪器械圖式の内容とは異なる執行方法が用いられているとの弁護人の所論に対し、最高裁は、「現在の死刑の執行方法が……太政官布告の規定どおりに行われていない点があるとしても、それは右布告で規定した死刑の執行方法の基本的事項に反しているものとは認められず、この一事をもつて憲法31条に違反するものとはいえない」として、ある法令が現実には遵守履行されているか否かということと法令として有効に存続しているか否

3) 最大判昭36年7月19日刑集15卷7号1106頁。

かということは理論上別問題であるとの立場を採っている⁴⁾。

しかし、上記判例を登載した刑集には、参照として絞罪器械圖式が図とともに掲載されているところ、絞架全圖について「実物六〇分ノ一」、機車装置圖、踏板表面圖、機車圖及び機車屬鐵板圖について「実物三〇分ノ一」、鉄板架圖、螺旋圖、絞繩鑲圖について「実物十分ノ一」と記載されている⁵⁾。同判例の最高裁判所判例解説も、絞架全圖について「実物六〇分ノ一」と記載している⁶⁾。これらは、内閣官報局『明治六年法令全書』記載の記述を参考にしたものと思われるところ、同書は書籍の寸法に合わせて各図をそれぞれ2分の1に縮小して掲載しているために原本とは異なる縮尺を記載したのであって⁷⁾、絞罪器械圖式の原本とは異なる縮尺となっている。本件の裁判官や調査官であったと考えられる最高裁判所判例解説の執筆者は、その有効性が争われた事件であるにもかかわらず、絞罪器械圖式の原本すら手にせず、縮尺の違いに気付かなかったと推認される。

また、この判決の論理に対しては、絞罪器械圖式が頒布された3日後の明治6年(1873年)2月23日に頒布された明治6年司法省布達第21號が「但圖式ハ監獄圖式ニ加フ」としたことにより、絞罪器械圖式はその内容が監獄則(明治5年太政官布告第378號)と合わせて頒布された監獄則圖式に編入され、その実質的な独立性が失われることとなったことを見落としているとして、法制史の大家である手塚豊博士により批判がなされている⁸⁾。

4) 栗田正「本件判解」曹時13巻9号(1961)135頁以下、142頁〔法曹会編『最高裁判所判例解説 刑事篇 昭和36年度』(法曹会、1973)189頁以下所収〕。

5) 最大判昭36年7月19日・前掲注(3)。踏板裏面図については、縮尺が記載されていない。

6) 栗田・前掲注(4)139頁。

7) 内閣官報局『明治六年法令全書』(博聞社、1889)59頁以下は、絞繩略圖については、絞罪器械図式の原本同様、「繩長二丈五尺」としているが、絞架全圖については「實物六十分ノ一」、踏板裏面図、機車装置圖、踏板表面圖、機車圖及び機車屬鐵板圖は「實物三〇分ノ一」、鉄板架圖、螺旋圖、絞繩鑲圖及び絞繩器圖は「實物十分ノ一」と記載している。

8) 手塚豊「明治六年太政官布告第六五号の効力——最高裁判所判決に対する一異見——」法学研究37巻1号(1964)3頁以下、19頁以下〔『明治刑法史の研究(上)』

これらの問題を孕みながらも、上記判例は、これまでのところ、変更されていない。同判例が言渡された時点において、法務省刑事局及び矯正局の回答によれば、絞罪器械圖式は、絞首刑の執行方法に関する基本的事項を規定した唯一の根拠法規と考えられており、その他には特別の命令、通達等は全く存在していなかった⁹⁾。この状況は同判例から50年以上が経過した今日に至るまで変わりが無い。

もともと、時の経過は新たな問題をもたらしている。今日に至るまで死刑の執行方法に関する事項を法律で定めていないことは立法不作為であって違憲であるとする指摘が近時なされるようになってきている¹⁰⁾。この指摘は、現在までのところ、裁判所に採用されていない。しかし、「生命を奪う究極の刑である死刑の執行方法について、今もなお、140年も前の明治6年に太政官布告として制定され、執行の現状とも細部とはいえ数多くの点で食い違いが生じている明治6年太政官布告に依拠し、新たな法整備をしないまま放置し続けていることは、……昭和36年最高裁判決が、死刑の執行方法は法律事項であると判示した趣旨にも鑑みると、立法政策として決して望ましいものではない」として、立法不作為には当たらないものの、望ましくないと判示する裁判例も登場している¹¹⁾。今や、135年前に頒布された絞罪器械圖式に死刑執行の根拠を求めるのは、刻舟求劍との謗りを免れ得ないだろう¹²⁾。

ㄨ〔手塚豊著作集〕第四卷〕（慶應義塾大学出版会、1994）117頁以下所収〕。本件判決の最高裁判所判例解説である栗田・前掲注（4）139-140頁の記述に対して、「明治初期法制に対する歴史的考察が大きく欠けているように思われる」と批判する。同29頁。

9) 栗田・前掲注（4）139頁。

10) 高作正博「死刑の執行方法と立法不作為の憲法論」関西大学法学論集64巻3=4号（2014）69頁以下、89頁。

11) 大阪高平判25年7月31日判タ1417号174頁。

12) 前記昭和36年最高裁判例の最高裁判所判例解説においても、「それにしても死刑という重大な刑罰の執行方法に関する基本的事項が今日なお約1世紀前の古めかしい太政官布告に準拠しているという事実は、右布告の法的効力に関する論議を別としても、誠に奇異の感を禁じ得ないものがある」とされていた。栗田・前掲注（4）142-143頁。

前述の通り、前記昭和36年最高裁判例は、絞罪器械圖式について、法律事項である死刑の執行方法の基本的事項に当たる死刑の執行方法に関する重要な事項を定めているとする。しかし、既に指摘したように、絞罪器械圖式は、具体的な寸法や材木の種類を記載していない奇異で不可解なものである。明治初期、法規範としては不十分極まりない絞罪器械圖式を元に絞首刑の執行設備である絞罪器械が各府県においてどのように設置されたのであろうか。これを解き明かすことは、絞罪器械圖式の位置付けを明らかにすることにつながる。

また、前記昭和36年最高裁判例は「現在の死刑の執行方法が……太政官布告の規定どおりに行われていない」ことが絞罪器械圖式の有効性に影響しないとの見解を採り、奥野健一裁判官の補足意見は「現に行われている地下絞架式の執行方法は……布告65号の図解するところに比し、むしろ被執行者の精神的苦痛を軽減し、執行の公開主義から密行主義への推移に沿う合理性を備えているものであつて、右布告65号に準拠していないとは言えない」とする。もっとも、絞罪器械圖式の布告当初からその規定とは異なる形で絞罪器械が設置されていたのであれば、形式的な有効性はともかくとして、その法規範としての実効性が別途問われかねないことから、これらの見解は、絞罪器械圖式の布告当初はその規定に沿って各府県で絞罪器械が設置されていたとの理解に基づくものであると思われる。仮に、絞罪器械圖式の頒布当初から各府県がその規定に従わずに絞罪器械を設置していたり、政府がそれを明示的に又は黙示的に承認していたりしたのであれば、頒布当初から遵守されていない法規範だったということとなり、その実効性が揺さぶられることとなりかねない。

明治初期の刑事法は律系の法制度を範としており、今日の法制度とは大きく異なっており、その理解には注意を要する。また、政府と各府県との関係も今日の国と地方公共団体との関係とは様相を異にしており、政府が頒布した布告や布達が各府県においてどのように扱われ、運用されたのかは慎重に検証されなければならない。もっとも、近時、明治初期の多くの公文書が国立公文書館デジタルアーカイブ¹³⁾で公開されるとともに、少なからぬ都道府県の公文書館

13) 〈<https://www.digital.archives.go.jp/>〉.

において、収蔵資料をインターネットで検索することができるようになるなど、明治初期の法制度やその運用実務の手掛かりとなる資料へのアクセスは向上している。

そこで、本稿においては、明治初期の文献及び資料を素材に、絞罪器械圖式を元に絞首刑の執行設備である絞罪器械が各府県においてどのように作られていったのかを調査し、絞罪器械圖式の位置付けを明らかにすることを目指したい。そのために、まず、絞罪器械圖式がどのような経緯で作られたのかを追うことから始めたい。

2 絞柱及びその廃止並びに新たな器械の導入

明治政府は、絞首刑の執行手段として、当初、絞柱を利用することを定めていた。明治3年（1870年）12月20日に頒布された新律綱領（明治3年太政官布告944號）首卷の獄具圖において、絞柱表面^{こうちゅうひょうめん}、背面、側面（以上、図3-1）、表面装構^{ひょうめんそうこう}、背面装構^{はいめんそうこう}（以上、図3-2）、大懸錘^{だいけんすい}、小懸錘^{しょうけんすい}（以上、図3-3）、絞繩^{こうじょう}、踏板^{ふみいた}（以上、図3-4）の9図が示されるとともに、以下のように規定されていた¹⁴）。

凡絞柱ハ。樺木ヲ以テ之ヲ爲ル。方一尺。長サ一丈。地ニ入ルハ二尺。地ヲ出ルハ八尺。銅板ニテ柱頭ヲ冒覆シ。表面。下ヨリ上ホルハ六尺ニシテ。木枕ヲ施シ。其中ニ穴シ。柱ノ穴ニ當ル處。橢^{ホソナカキアサ} 藪ヲ鑿シテ。背ニ通シ。内ニ輓轆ヲ設ケ。絞繩ヲ懸送スルニ擬シ。腰ニ當ル處。左右側面ニ。鐵鑲ヲ施シ。腰繩ヲ収スルニ擬ス。表面。其下ニ鐵鑲ヲ設ケ。足ヲ収スルニ擬ス。

凡絞繩ハ。麻ヲ以テ之ヲ爲ル。長サ六尺。項下ニ當ル處凡八寸。白布ニテ之ヲ包ミ。白草ニテ。其外ヲ装裏シテ。左右ヨリ隻合シ。端尾ニ。鐵鑲ヲ施シ。懸錘ヲ鉤スルニ擬ス。

凡懸錘ハ。鐵ヲ以テ之ヲ鑄ル。大ナル者ハ。鐵鎖ヲ合セテ。重サ十三貫。小ナル者ハ。重サ七貫。並ニ鎖頭ニ鉤ヲ施シ。以テ絞繩ノ鑲ニ懸クルニ擬ス。

凡踏板ハ。長サ二尺。博サ一尺五寸。厚サ三寸。

14) カタカナは原文に記載されているものであり、ひらがなは注釈書の記載をもとに筆者が記載したものである。

図3-1

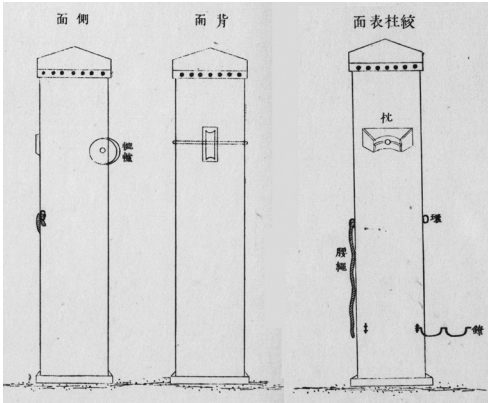


図3-2

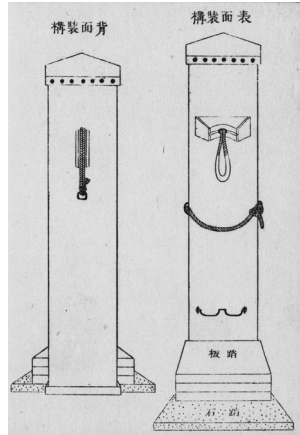


図3-3

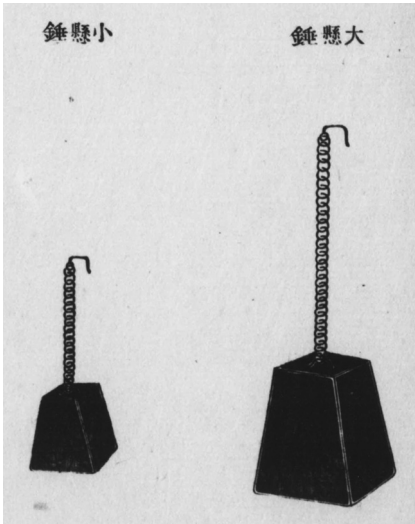
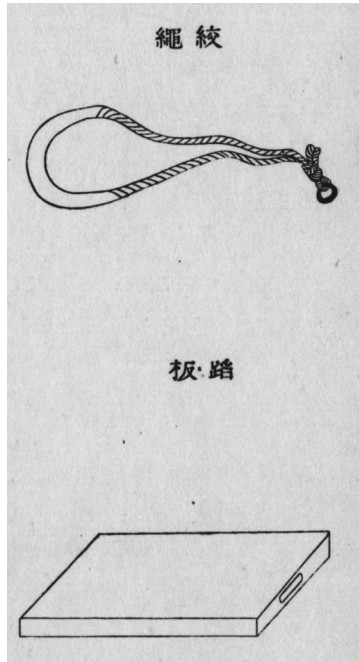


図3-4



絞罪器械圖式の頒布と絞罪器械の設置実務

凡踏板ハ。樺木ヲ以テ之ヲ爲ル。長サ一尺六寸。博サ一尺。厚サ三寸。四板ヲ具ヘ。囚ノ長短ニ隨ヒ添捨ス。

凡囚ヲ絞スル。両手ヲ背ニ縛リ。紙ニテ面ヲ冒ヒ。率テ絞場ニ就キ。先ツ。柱前ニ踏石踏板ヲ疊子。囚ヲ柱ニ寄セ。項後ヲ枕ニ當テ。板上ニ立シメ。次ニ。腰繩ヲ結ビ。次ニ。足ニ鐐ヲ取シ。次ニ。絞繩ヲ項下ニ施シ。次ニ。大懸錘ヲ繩環ニ鉤シ。次ニ。踏板ヲ捨テ。次ニ。小懸錘ヲ鉤シ。懸空凡三分時。死相ヲ驗シテ。解下ス。

絞柱による執行は、柱の前に被執行者を立たせ、絞繩を頸部に掛けて大懸錘と呼ばれる重りを柱の背後で絞繩につないだ後、踏板を取り除き、さらに小懸錘と呼ばれる重りを絞繩につないで被執行者を死に至らしめるものであった。

新律綱領首巻の獄具圖には、後年の絞罪器械圖式とは異なり、絞柱の材質や寸法が規定されていた。絞首刑は律令期から採用されていたが、その器械の詳細は明らかではなく、絞柱について示された新律綱領首巻の獄具圖は、現在のところ、我が国において明らかとなっている最も古い絞首刑のための器械の図面である¹⁵⁾。各府県はこれらの規定に従い、絞柱を建造して死刑を執行していた。

絞柱の運用が始まると、大きな問題が顕在化した。監獄則（明治5年太政官布達第378號）を起草した小原重哉は、後年、大日本監獄協会における講演で以下のように述べている¹⁶⁾。

新律綱領にて定められました絞罪器械の製方が、未だ完全ならず、死刑者の苦惱慘状に於る實に名状すべからず、加之す死体檢査の後、其屍の下付を受けし、親族の家にて蘇生せし者さへ全國にて三人許もありたるに付、私が曾て實物の寫生を致し置きました、英國刑具の絞臺を軌範にして、自ら數箇の摸形を造り、日本區橋元大工町鍛冶職吉田辰藏に示し、機關及其他の銕具を倣造致させまして、遂に實物六十分一に當る改正の様本を製し、絞罪器械改正の意見を上りました處、御採用ありて、官費にて始て實用物を作られ、獄署に命じて試験せしめられました、六年二月廿五

15) 手塚豊「日本法制史夜話—日本の絞首台—」三色旗35号（1951）18頁以下、18頁〔『明治刑法史の研究（上）』・前掲注（8）に「近代日本の絞首台」として所収〕。

16) 「元元老院議官小原重哉君講話」大日本監獄協會雜誌43号（1891）20頁以下、21頁。

日、各地方絞罪器械の改正を達せられました、即ち現今用ふる處の品でござります、……

小原によれば、絞柱による執行は、① 被執行者の苦痛が大きく、② 執行後の死体検査を経た後に蘇生した者が3名を数えるに至ったという2点の問題を抱えていた。小原は、香港等¹⁷⁾の視察において見聞したと思われるイギリス式の器械を我が国に導入しようと、縮尺60分の1の図面を作成した上、改正に向けて動いたと言う。この機械こそが、後に絞罪器械圖式で示された、階段で上がった2階の床から被執行者を落として執行する地上絞架式であったと考えられる。

小原が作成した図面の60分の1という縮尺は、「實物三十分ノー」とされた絞架全圖とは異なっており、「實物十五分ノー」とされた踏板裏面圖以下5図とも、「實物五分ノー」とされた鉄板架圖以下4図とも異なっている。絞罪器械圖式の原型となったであろう図面はその縮尺から小ぶりのものであったこととなる。小原には、各府県に正確な寸法を伝え、全国に均質で同一の器械を設置するという意図がそれほどなく、絞柱とは異なる地上絞架式を導入することに主眼があったと考えられる。冒頭で指摘したように、絞架全圖と踏板裏面圖に、絞架全圖と絞繩鑲圖に寸法の齟齬があることは、小原にとって、そして小原の案を採用した明治政府にとって、重大なことではなかったのではないだろうか。

小原の意見を受け、明治5年(1872年)8月、司法省は政務を執る最高機関である正院に宛てて伺を出した¹⁸⁾。

17) 「明治三年囚獄權正二任セラル、ヤ外国ノ制度ヲ視察シテ改正ノ資料ニ供センコトヲ請ヒ遂ニ支那香港印度地方ニ派遣セラレテ其獄制ヲ調査シ帰朝ノ後監獄則ヲ起草シ且其圖式ヲ創作シ」た。「正四位勲四等小原重哉特旨叙位ノ件」叙位裁可書・明治三十二年・叙位卷十二。国立公文書館デジタルアーカイブで公開されている。〈<https://www.digital.archives.go.jp/das/meta/M0000000000000330739>〉。ここでは、香港のほか、「印度」とあるが、実際にはシンガポールを訪問している。香港・シンガポールを視察したのは、明治2年(1869年)に横浜外国人居留地で発生したイギリス商人エドワード・ホーイ(Edward Hoey)殺害事件等が関与していると考えられる。姫嶋瑞穂『明治監獄法成立史の研究——欧州監獄制度の導入と条約改正をめぐる』(成文堂、2011)26-29頁。

18) 「絞罪器械改正伺」公文録・明治五年・第七十一卷・壬申十月・司法省伺一。国立公文書館デジタルアーカイブで公開されている。〈<https://www.digital.archives.>

絞罪器械圖式の頒布と絞罪器械の設置実務

新律綱領獄具圖式中絞罪器械ノ儀ハ實用ニ於テ絶命ニ至ル迄ノ時限モ掛リ從テ罪人ノ苦痛モ有之候ニ付今般西洋器械ヲ模倣シ別紙式ノ通製造イタシ候間従前ノ器械ハ被廢止候様仕度此段相伺候也

壬申八月 司法省

正院御中

追テ器械改造御許可相成候上ハ圖式ハ上木イタシ木工ノ仕様帳ハ當省ヨリ各府縣へ相渡申度候事

司法省が絞柱を廃止し、西洋式の器械を新たに導入すべく伺を出したのは、絞柱による執行が被執行者の死亡に至る時間を長く要し、被執行者の苦痛を伴うものだったためである。司法省は、新たな器械の導入が許可されれば図式を印刷するとともに、仕様書を各府県に送付するとしている。もっとも、別紙に記載されたはずの図式は添付されておらず、確認できなかった。司法省の伺に對し、まず、翌月に立法を担当していた左院が返答を行っている¹⁹⁾。

司法省伺絞罪器械改正ノ儀別ニ異存無之候事

壬申九月十三日 左院

次いで、そのさらに翌月に以下のように朱書で返答がなされている²⁰⁾。

其省ニ於テ試験ノ上各府縣へ施行可被 仰付候條此旨相心得可取計事

但試験ノ上更ニ可伺出事

壬申十月七日

正院は、司法省に対して、同省が新たな器械の試験を行い、その上で伺を再度出すことを求めた。

この段階における布告案は以下の通りであった²¹⁾。

御布告案

新律綱領獄具圖式中絞罪器械別紙圖式ノ通改正相成候間各地方於テ右圖式ニ從ヒ製

↳go.jp/das/meta/M0000000000000083171).

19) 「絞罪器械改正伺」・前掲注 (18)。

20) 「絞罪器械改正伺」・前掲注 (18)。

21) 「絞罪器械改正伺」・前掲注 (18)。

造可致事

但製造方詳細ノ儀ハ司法省へ承合可申事

この段階では、布告において新たな器械の建設方法の詳細を司法省へ照会するよう求めていた。

小原が指摘した絞柱の2つ目の問題である、被執行者が蘇生するという事象は、政府において絞柱の廃止と新たな器械の導入の準備が進められていた時期にも発生している²²⁾。明治5年11月28日、絞柱による執行が失敗に終わり、被執行者を死に至らしめることができないという事象が発生した。石鐵県（現・愛媛県の一部）において絞首刑に処せられて引渡された田中藤作の遺体を親族が4里半（約18km）運び、埋葬すべく遺体を沐浴していたところ、呼吸が戻り、同人が蘇生したのである²³⁾。この事案については、絞柱の廃止及び新たな器械の導入後の明治6年（1873年）4月9日に、司法大輔福岡孝弟と司法卿江藤新平が同人に対する死刑を再執行すべきかの伺を正院に対して立てたところ²⁴⁾、同年6月9日に正院が「別ニ御構無之候條原籍へ編入可致事」と朱書で返答したことにより²⁵⁾、同人は再執行されずに放免されることとなった²⁶⁾。こ

22) 紹介したものとして、手塚豊「生き返った死刑囚とその処置」法セミ30号（1958）68頁以下〔『明治刑法史の研究（上）』・前掲注（8）311頁以下所収〕。穂積重遠「有閑法学（29）」法律時報4巻5号（1932）35頁〔『有閑法学』（日本評論社、1934）153頁以下所収〕は、八百長ではないかと推察する。一方、手塚・前掲注（8）（『日本法制史夜話—日本の絞首台—』）20頁は八百長との考え方に否定的である。

23) 「絞罪人蘇生ノ儀ニ付伺」公文録・明治六年・第百六十四巻・明治六年六月・司法省伺（一）。国立公文書館デジタルアーカイブで公開されている。〈<https://www.digital.archives.go.jp/das/meta/M0000000000000088441>〉。「絞罪者田中藤作甦生ス」太政類典・外編・明治四年～明治十年・非常部・非常部。国立公文書館デジタルアーカイブで公開されている。〈<https://www.digital.archives.go.jp/das/meta/M00000000000000872415>〉。

24) 「絞罪人蘇生ノ儀ニ付伺」・前掲注（23）。

25) 「絞罪人蘇生ノ儀ニ付伺」・前掲注（23）。

26) 明治6年5月13日に福岡孝弟は、1789年のフランス革命以前の取扱いとして、執行が失敗した場合、国王の特命としてその刑を減免していた慣例を紹介し、田中藤作を再執行せずに原籍に編入するよう具申ししていた。「絞罪人蘇生ノ儀ニ付伺」・

のような蘇生事案の発生は、その対応に苦慮させられることから、新たな器械の導入を後押しすることになったようである。

絞柱を廃止して新たな器械を導入することに向けたやり取りが進む中、明治5年（1872年）11月29日に監獄則（明治5年太政官布告第378號）が頒布された。監獄則は、7つの大綱として、「興造12條」、「繫獄」、「懲役12條」、「疾病 附死亡」、「處刑」、「官員 附守兵備人」、「雜則」を定め²⁷⁾、監獄則圖式として、「監獄總圖」（図4-1）をはじめとする図表を定めている²⁸⁾。

このうち、死刑については、7つの大綱のうちの1つである「處刑」において以下のような規定を置いている。

處刑

刑場ハ監獄場ノ一隅ニ設ク周圍其垣牆ヲ高クシ其門扉ヲ嚴ニス

繫獄ノ囚罪已ニ決スレハ裁判所ノ檢使證書ヲ獄司ニ附ス獄司之ヲ囚籍ニ照シテ決放シ其年月罪科ヲ附記ス

已決者病死及ヒ刑死ノ遺體ハ親戚乞フ者アレハ之ヲ與フ乞フ者ナケレハ官醫ノ解剖ヲ聽ス

死刑ハ朝第十字ニ之ヲ行フ其餘ハ十字ヨリ十二字ノ間ニ之ヲ行フ

大祀令節國忌等ノ日ハ刑ヲ行ハス又大風雨及ヒ非常ノ天變アレハ時ニ臨テ刑ヲ止ム

このように、監獄則においては、「刑場ハ監獄場ノ一隅ニ設ク」とされ、刑場が各府県の監獄内に設置されることが法定された。また、「周圍其垣牆ヲ高クシ其門扉ヲ嚴ニス」することで、部外者が侵入することを防ぎ、被執行者や執行の様子が見られないようにすることが求められた。

監獄則圖式の「監獄總圖」には、図の中央左端の裏門付近、円形の外堀の外側に「處刑場」と記載されている（周辺の拡大図として、図4-2）。もっとも、実際には、翌明治6年（1873年）4月8日に頒布された「監獄則中禁囚所遇及

↘前掲注（23）。

27) 国立国会図書館のデジタルコレクションとして公開されている。〈<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/795901>〉。

28) 国立国会図書館のデジタルコレクションとして公開されている。〈<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/795907>〉。

図 4-1

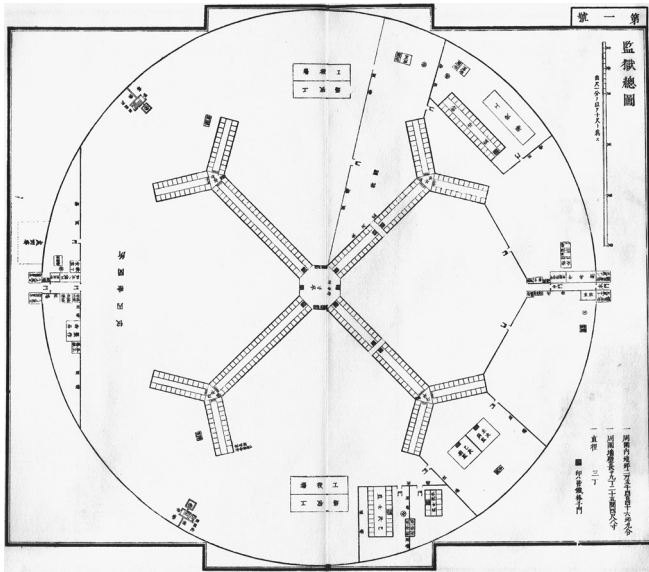
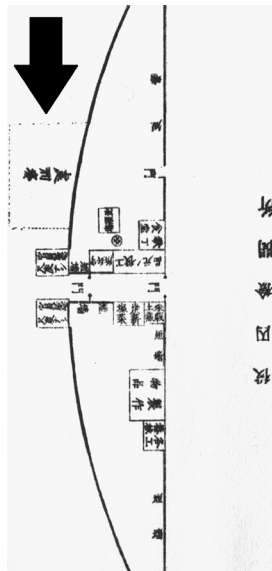


図 4-2



懲役法施行セス總テ從前ノ通取扱ハシム」(明治6年太政官布達第129號)により監獄則の施行が中止されたこともあってか²⁹⁾、監獄の塀外において執行されたことはなかったようであり³⁰⁾、「監獄總圖」の示す位置に刑場が設置されることはなかったとされる。

監獄則圖式は、建物の配置図である「監獄總圖」のような概要を示した図がある一方で、大小3種類の桶の形状を記した「三桶圖」、枕の形状を記した「枕圖」等の細かな物品の図を含んでいる。にもかかわらず、それらよりはるかに重要であると考えられる刑場に関する図は含まれていなかった。これは、当時、絞柱を廃止して新たな器械を導入することに向けたやり取りが進んでいたこともあって、監獄則圖式には敢えて刑場に関する図面を含めなかったためと思われる。

明治6年1月、司法大輔福岡孝弟は、正院が求めている新たな器械の試験の結果を報告し、新たな器械の導入について伺を出した³¹⁾。

去壬申十月中絞罪器械改正ノ儀相伺候處當省試験ノ上各府縣へ御施行可被 仰付旨以朱書御指揮相成候ニ付即今試験候處犯人絶命ノ時限百中誤失無之候ニ付彌以舊器械ハ被廢新器械ヲ府縣へ御施行相成可然存候ニ付圖式三百部并御布告案相添此段相伺候也

明治六年一月三十一日司法大輔福岡孝弟

正院御中

御布告案

29) 「壬申第三百七十八號布告監獄則并ニ圖式ヲ頒布シ且禁囚所週及懲役法ノミ先可致施行旨相達置候處御詮議ノ次第有之ニ付當分總テ從前ノ通可取計候此旨更ニ相達候事」とされた。「監獄則施行中止」太政類典・第二編・明治四年～明治十年・第三百六十三卷・治罪十七・監獄一。国立公文書館デジタルアーカイブで公開されている。(<<https://www.digital.archives.go.jp/das/meta/M0000000000000859294>>).

30) 重松一義『近代監獄則の推移と解説——現行監獄法への史的アプローチ——』(北樹出版、1979) 100頁。

31) 「絞罪器械改正伺」公文録・明治六年・第一百五十八卷・明治六年二月・司法省伺(二)。国立公文書館デジタルアーカイブで公開されている。(<<https://www.digital.archives.go.jp/das/meta/M000000000000088176>>).

新律綱領具圖式中絞罪器械別紙圖式ノ通改正相成候間各地方ニ於テ右圖式ニ從ヒ製造可致事

絞架全圖 實物三十分ノ一

本圖死囚二人ヲ絞ス可キ装構ナリト雖モ其三人以上ノ處刑ニ用ルモ亦之ニ模倣シテ作り澁墨ヲ以テ全く塗ル可シ

凡絞刑ヲ行フニハ先ツ两手ヲ背ニ縛シ紙ニテ面ヲ掩ヒ引テ絞架ニ登セ踏板上ニ立シメ次ニ兩足ヲ縛シ次ニ絞繩ヲ首領ニ施シ其咽喉ニ當ラシメ繩ヲ穿ツトコロノ鉄鑕ヲ頂後ニ及フシ之ヲ緊縮ス次ニ機車ノ柄ヲ挽ケハ踏板忽チ開落シテ囚身地ヲ離ル凡一尺空ニ懸ル凡二分時死相ヲ驗シテ解下ス (以下9図省略)

正院が求めた新たな器械の試験の結果、被執行者の死亡に至るまでの時間が必ず短縮されるようになったことが確認できたとされた。この点からは、司法省が実際の死刑執行に新たな器械を試行的に用いたことが窺われる。添付されている新たな器械の図式は、絞罪器械圖式と同一のものである。もっとも、いかなる法的根拠に基づいて新たな器械をこの時期に使用したのかは不明である。また、布告案を見ると、一文目は、前年のものとほぼ同内容であるが、「但製造方詳細ノ儀ハ司法省へ承合可申事」が削除されている。

これに対し、正院は、明治6年2月20日に、朱書で、「伺之通」として³²⁾、司法省の伺を了承した。かくして、同日付で「絞罪器械改正」として太政官布告が発せられることとなった。これにより、絞柱に関する規定は効力が停止されることとなった³³⁾。

この布告においては、「府縣へ 絞罪器械別紙圖式ノ通改正相成候間各地方ニ於テ右圖式ニ從ヒ製造可致事」とされていたことから、各府県は新たな器械を製作することとなった。その3日後の同年2月23日に明治6年司法省布達第21號が発せられ、「今般絞罪器械改正圖式御頒布相成候ニ付テハ右圖式中製作方法詳細之儀ハ當省へ可伺出此段相達候也 但圖式ハ監獄圖式ニ加フ」とされた。この布達の本文は前年の伺の布告案但書と同旨であって、同年1月の伺に

32) 「絞罪器械改正伺」・前掲注(18)。

33) 手塚豊・前掲注(8)17頁。

において布告案から削除されていたものであった。このように、10図のほとんどに具体的な寸法も木材の種類も記載されていない中、各府県は新たな器械の製作方法の詳細について、司法省に伺い出ることによって教示されることとなった³⁴⁾。そして、この布達「但圖式ハ監獄圖式ニ加フ」としたことにより、絞罪器械圖式（明治6年太政官布告第65號）はその内容が監獄則圖式に編入され、その実質的な独立性が失われることとなった³⁵⁾。

同年7月10日、改定律例（明治6年太政官布告第206號）が頒布された。改定律例が新律綱領の改正又は追加を行った太政官布告、太政官布達、太政官指令等を集大成したものであり、増補又は修正の上、条文体にまとめた法典であったことから、改定律例の制定により、太政官布告、太政官布達、太政官指令等の効力が否定され、廃止されることとなった³⁶⁾。もっとも、同年2月23日の明治6年司法省布達第21號が「但圖式ハ監獄圖式ニ加フ」として、絞罪器械圖式の内容を監獄則圖式に既に編入していたことから、新律綱領の獄具圖を改めた改定律例の改正獄具圖には新たな器械に関する規定が含められることはなく、「其圖。及ヒ法ハ。絞架圖ニ別具ス」として、監獄則を参照するよう求める注意規定が置かれることとなった³⁷⁾。また、改正獄具圖には、「絞柱ヲ廢シテ。絞架ニ換フ」と規定され、同年2月20日の絞罪器械圖式により効力が停止していた絞柱に関する規定が廃止されることとなった³⁸⁾。

各府県が新たな器械を製作することとなったため、その費用の手当ても問題となったようである。太政官布告が発せられる前の明治6年2月8日には、史官が司法大少丞に宛てて、「御省ニライテ新調相成候絞罪新器械一揃ニテ代償

34) 例えば、京都府立京都学・歴彩館所蔵の簿冊名『京都府史第1編第56号制度部刑法類1』のうち、「改正の絞罪器械図式を頒示し、各地方にて式に照らし製造せしむ」（簿冊番号京都府史057、件番号69）によれば、明治6年2月に「是ノ月本邦司法省因テ令シテ。學註ソノ製作方法ノ委曲ハ。本省ニ申稟セシム。」と記載されている。

35) 手塚・前掲注（8）19頁。

36) 手塚・前掲注（8）26頁。

37) 手塚・前掲注（8）27-28頁。

38) 手塚・前掲注（8）28頁。

幾何ニ候哉御取調早々御申越シ有之度候也」と金額について照会がなされている³⁹⁾。この照会に対し、同月12日には、司法大少丞が92円31銭1厘6毛であると回答している⁴⁰⁾。速やかに回答がなされたのは、司法省が新たな器械を製作して試験を行っていたためであり、実際に製作及び試験を行っていたことを裏付けていると言ってよいだろう。

かくして、各府県は、新たな器械を製造することとなった。例えば、熊谷県（現在の群馬県の大半と埼玉県の一部）⁴¹⁾では、新たな器械と上家を新築することとなった。また、新治県（現在の茨城県の一部と千葉県の一部）では、新たな器械の上家を新築することとなった。さらに、宮城県では、斬絞場の四周に板塀を設置することとなった。この際に、上家新築の費用や板塀の設置費用の3分の1を国から受け取るためになされたやり取りの文書が残されている。以下では、節を改めて、それらの文書を紹介することとしたい。

3 熊谷県、新治県及び宮城県における新築工事

(1) 熊谷県

熊谷県においては、今日の刑事施設に当たる囚獄の中に新たな器械と上家を新築することとなった。以下に紹介するのは、その仕様書、図面及び入費に関する内訳帳である⁴²⁾。

39) 「絞罪器械代價ニ付往復」公文録・明治六年・第百五十七巻・明治六年二月・司法省伺（一・二月）。国立公文書館デジタルアーカイブで公開されている。〈<https://www.digital.archives.go.jp/das/meta/M0000000000000088165>〉。

40) 「絞罪器械代價ニ付往復」・前掲注（39）。「但シ此費用ハ當地ノ木工鍛等ニ命シ製作為致候費金高ニ有之他地方ニ於テハ木材并ニ〇又は工錢等自然低價ニテ落成可致事」とされている。〇は「鐵」の口と王の部分为佳。

41) 熊谷県は、絞罪器械圖式布告後の明治6年6月15日に、入間県と群馬県（当時）が廃止されて設置された（明治6年太政官布告第214號）。

42) 「熊谷県絞罪具掘付場所購求并同器械新製・二条」太政類典・第二編・明治四年～明治十年・第三百六十六巻・治罪二十・監獄四、「熊谷県絞罪器械新営ニ付上家取設ノ儀伺」公文録・明治七年・第五十九巻・明治七年六月・内務省伺（六・布達并達）。いずれも、国立公文書館デジタルアーカイブで公開されている。〈[https://www. 〆](https://www.digital.archives.go.jp/das/meta/M00000000000000859447)〉

絞罪器械圖式の頒布と絞罪器械の設置実務

熊谷縣囚獄ノ内絞罪器械並上家共新築

仕様書

一 器械ノ方地坪一坪八合三夕三才中柱杉正八寸角高サ地上ヨリ笠木上羽迄一丈八尺根入四尺笠木前全斷柄差置渡シ側柱五寸角高サ床カ上羽マデ九尺根入四尺和柱四寸角ニシテ根入全新大貫差通シ込栓留出来ノ事

一 和根カセ檜四寸角十文字ニ入挟掛堅メ下タノ方當リ石ヲ入小棒ニテ突堅メ床カ廻リ框杉削立^{三寸五分}隔々二枚柄ニ差合セ中へ大引削立三寸五分角蟻掛ニシテ落掛板杉厚一寸四分合搔⁴³⁾ニテ

張合セ大釘ニテ打堅メ中カ一間中釣込ニシテ蝶違鏡物ニテ釣合其外鐵取付出来ノ事

一 手摺高三尺男柱杉立三寸二分角笠太同木二寸八分角堅子全二寸五分角通貫中貫削合セ出来ノ事

一 棧階子高サ絞罪柱習へ長二間半巾四尺側板杉巾八寸厚一寸四分梁桁杉四寸角削立一尺五寸間へ柄付差合ヒ楔シメ床カ板全板割ヲ以テ張合足留本巾四寸厚一寸二分削八寸間ニ大釘ニテ打付ケ下タノ方階子留巾尺厚三寸長二尺五寸石居付掛ニ合出来可致事

右全斷上家新築仕様書

一 上家地坪立坪柱長三間五尺末口四寸丸太根入四尺根カセ付小棒堅メ出来

一 正面三間一尺柱無之出来

一 横妻裏ノ方共三方柱一間々ニ建込出来

一 屋根板屋根ニメダ板押縁シメ出来

一 裏板杉四分板ニシテ張立々通シ貫二尺間ニ彫リ通シ出来

一 角柱小根貫ニ彫通シタビガタメニ致シ出来

一 外ノ方ヨリ杉六分板ニテ張立目板トモ灰墨混塗

出来其外別紙繪圖面ノ通り念入出来可致候事^{四月内務}

熊谷縣囚獄ノ内絞罪器械並上家共新築

御入費内譯帳

一 金百拾五圓七拾壹錢貳厘

↘digital.archives.go.jp/das/meta/M0000000000000093052). 双方に旧字体と新字体等の差異があるため、原文として紹介するに当たっては、前者の「熊谷県絞罪具据付場所購求并同器械新製・二条」の記述を優先し、文字の判読が困難な箇所については、後者の「熊谷県絞罪器械新営ニ付上家取設ノ儀伺」を適宜参照することとした。

43) やや不鮮明である。

内

拾六円貳拾五銭

大工方

右ハ絞罪器械建方外手間六十五人一人ニ付二十五銭

六拾圓九拾九銭八厘

材木方

内

二本 杉長三間四尺八寸五分角

右ハ大柱但赤身

代拾三圓廿四銭四厘

一本ニ付
六圓六十二銭二厘

壹本 全長二間八寸二分角

右ハ笠木但赤身

代三圓六十壹銭

五本 全長一丈三尺五寸五分角

右ハ角木但赤身

代八圓十九銭

一本ニ付
一圓六十三銭八厘

五本 全長二間四寸五分角

右ハ和柱但赤身

代五圓六銭

一本ニ付
一圓一銭二厘

拾八枚 杉長六尺^{巾尺厚}_{一寸三分}板

右ハ床カ板但赤身

代五圓八拾五銭

一枚ニ付
三十三銭五厘

貳本 全長一丈三尺^{巾七寸五分}_{厚三寸八分}角

右ハ横框但赤身

代三圓八銭四厘

一本ニ付
一圓五十四銭二厘

貳本 全長六尺巾厚前全斷

右ハ妻框但赤身

代一圓四十二銭四厘

一本ニ付
七十一銭二厘

六本 杉長九尺三寸角

右ハ杉丸太但赤身

代二圓二銭二厘

一本ニ付
一圓三十三銭七厘

貳拾本 全長三尺三寸五分角

右ハ手摺柄木但赤身

代三圓六銭

一本ニ付
十五銭三厘

貳本 全長二間二尺四寸角

絞罪器械圖式の頒布と絞罪器械の設置実務

右ハテスリ笠木但赤身	
代一圓八十六錢四厘	一本ニ付 九十三錢二厘
貳本 杉長七尺四寸角	
右全斷但赤身	
代九十三錢	一本ニ付 四十六錢五厘
拾七枚 全長四尺 ^{中尺厚} _{一寸四分} 板	
右ハ棧子口但赤身	
代三圓九十六錢一厘	一枚ニ付 二十三錢三厘
三枚 全長六尺 ^{中尺厚} _{一寸四分} 板	
右ハ落板但赤身	
代一圓五錢	一本ニ付 三十五錢
拾貳枚 全長六尺巾尺 厚八分板	
右ハ棧子裏板但赤身	
代二圓四十錢	一枚ニ付 二十錢
三本 杉長六尺 ^{中七寸五分} _{厚三寸五分} 角	
右ハ落板框但赤身	
代一圓九十六錢五厘	一本ニ付 六十五錢五厘
貳枚 全長二間半 ^{中八寸五分} _{厚一寸四分} 板	
右ハ棧子両側板	
代一圓四十八錢四厘	一本ニ付 七十四錢二厘
六本 檜ノ木長二間四寸角	
右ハ根カセ	
代一圓八十錢	一本ニ付 三十錢
ノ	
三拾壹圓六拾六錢四厘	鍛冶方
内	
三拾挺 正五寸鋸	
右ハ根カセノ	
代六十六錢	一挺ニ付 二錢二厘
百挺 正二寸五分鋸	
右ハ床カ取附ノ	
代六十二錢	
百本 正三寸六分釘	

右ハ床カ打

代二十五銭

貳百本 正二寸五分釘

右ハ棧子裏板付

代一三銭四厘

百本ニ付
六銭七厘

壹組 車梓

代拾圓

壹組 引銭下セミ

代七圓

六枚 *⁴⁴⁾三口座鉄

代四圓

貳本 繩セミ

代三圓五十銭

四本 多保坐鍔

代三圓

六本 鎗

代壹圓

貳本 繩受

代五拾銭

貳ツ 繩締

代五拾銭

百拾本 鋌打

代五拾銭

ノ

貳圓四拾銭

鷹人足

右ハ大工手傳其外十二人人別二十銭ツ、

ノ

貳圓

運送方

右ハ鉄物ノ儀ハ東京ヨリ仕調ニ付全町ヨリ熊谷驛マデ運送賃金

ノ

壹圓五拾銭

石方

右ハ棧子段根石巾一尺厚三寸長二尺五寸ニシテ貳枚壹枚ニ付七十五銭

44) 金偏に耳と寸の文字である。

絞罪器械圖式の頒布と絞罪器械の設置実務

ノ

九拾錢 絞繩

右ハ長一丈五尺二本一本ニ付四拾五錢

ノ

熊谷驛囚獄ノ内絞罪器械出来ニ付上家新築
御入費内譯書

一 金四拾貳圓五拾六錢壹厘

内

七圓五拾錢

大工方

右ハ上家建坪六坪外手間三十人一坪ニ付五人一人ニ付二十五錢

貳拾四圓五錢貳厘

材木方

内

八本 杉長三間五尺 末口 四寸 丸太

右柱

代六圓八十錢

壹本 全長三間四尺^{和口}_{五寸}丸太

右ハ大桁

代壹圓

壹本 全長三間二尺^{和口}_{五寸}丸太

右ハ棟梁

代壹圓

四本 杉長二間^{和口}_{四寸}丸太

右梁

代七拾貳錢

一本ニ付
十八錢

六本 全長二間四寸角

右ハ母屋

代壹圓貳拾錢

一本ニ付
二十錢

貳本 全長二間四寸角

右ハ*⁴⁵⁾木

代四拾錢

一本ニ付
二十錢

四拾四本 杉長九尺一寸五分角

右ハ種

45) 木偏に短の文字である。

代貳圓貳拾錢	一本二付 五錢	
貳拾五挺 全長二間四一貫		
右ハ通シ貫		
代壹圓八拾七錢五厘	拾挺二付 七十五錢	
八挺 右同斷		
右ハ板持貫		
代六拾錢	一挺二付 七錢五厘	
四挺 杉長二間三五貫		
右ハ側貫		
代拾八錢七厘二毛	一挺二付 四錢六厘八毛	
拾壹坪 杉四分板		
右ハ裏板		
代三圓三拾錢	一坪二付 三十錢	
拾貳坪 全六分板		
右ハ外回り羽目板		
代四圓三十二錢	一坪二付 三十六錢	
壹坪五合 全四分板		
右ハイラカ下見板		
代四拾五錢	一坪二付 三十錢	
ノ		
九拾五錢九厘		鍛冶方
内		
千貳百本 正九分釘		
右ハ裏板並下見共打		
代三拾錢	百本二付 二錢五厘	
千五百本 正一寸二分釘		
右ハ外回り羽目并目板共打		
代五十二錢五厘	百本二付 三錢五厘	
貳百本 正二寸二分釘		
右ハ樺打		
代拾三錢四厘	百本二付 六錢七厘	
ノ		
壹圓八拾錢		薦人足

絞罪器械圖式の頒布と絞罪器械の設置実務

右ハ建方大工手傳トモ外手間九人一人ニ付二十銭

ノ

八圓貳拾五銭

屋根方

右ハ屋根坪十一坪諸色葺手間トモ一坪ニ付七十五銭

ノ

合金百五拾八圓貳拾七錢三厘

右之通相違無御坐候也四月内務

左院議按

財務課主査

内務省伺熊谷縣絞罪器械設置ニ付上家新築入費高金四拾貳圓五拾六錢壹厘ノ内成規
ノ通り三分ノ一官給相成度段伺之通御許可相成可然存候也

六月十八日
内務

① 絞罪器械

仕様書によれば、器械が設置される土地の面積は、1坪8合3夕3才（6.05m²）⁴⁶⁾である。

絞縄を架ける笠木を支える中柱2本は、杉の正8寸角（242.4mm）で、地面から笠木上羽までの高さを1丈8尺（5454.3mm）とし、土中に4尺（1212.0mm）根入れすることとされている。添付の図面（図5-1）には、「床床上羽ヨリ地ツラ迄九尺」（2727.0mm）と記載されていることから、地上から床の上羽までも同じく9尺（2727.0mm）であると考えられる（図5-2）。このことは次に述べる側柱の記載とも一致している。図面からは、絞縄を掛ける笠木も8寸角（242.4mm）とされている。

踏板の設けられる床を支える側柱4本は、5寸角（151.5mm）とし、地面から床の上羽まで9尺とし、この柱もまた土中に4尺根入れするよう求められている。この点について、図面においては、「五寸尺」と記載されているが、「五寸角」の誤記であろう。

側柱を斜めに交差して支える和柱4本は、4寸角（121.2mm）とし、この柱もまた土中に4尺根入れするよう求められている。側柱と和柱は新大貫を差通すこととされており、図面からはそれぞれの側柱と和柱につき2本ずつが用いられている。

46) 1坪3.30m²で計算した。

図 5-1 (国立公文書館デジタルアーカイブより)

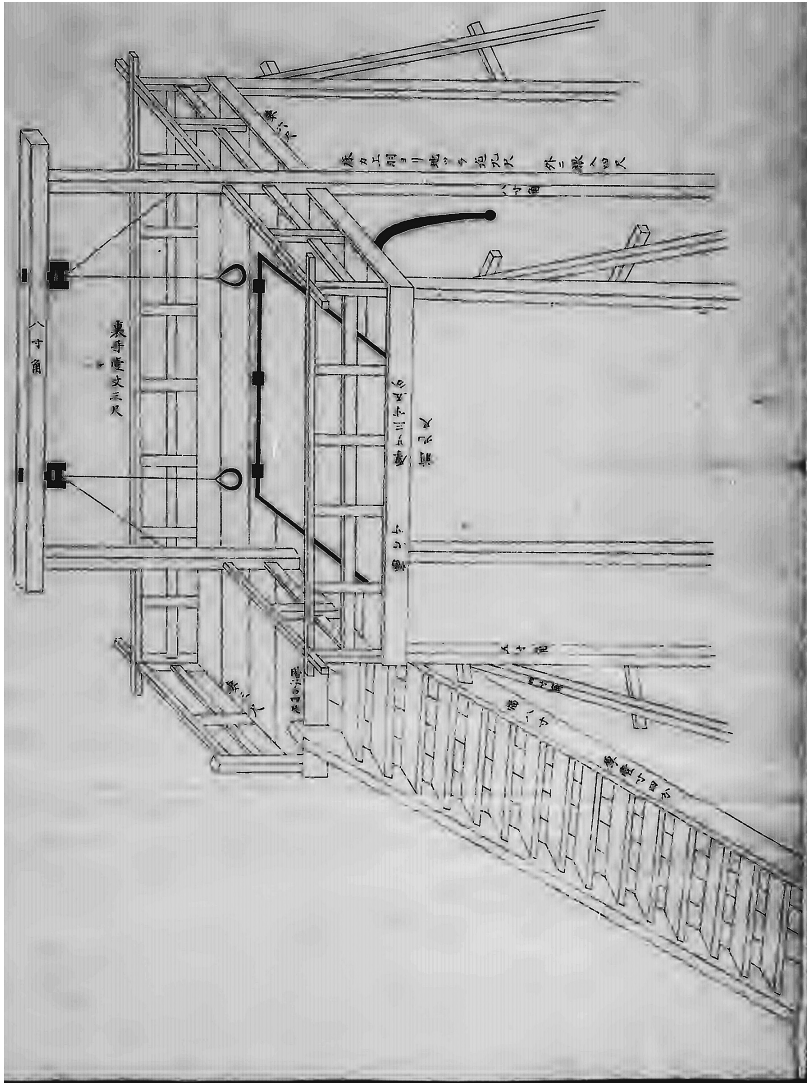
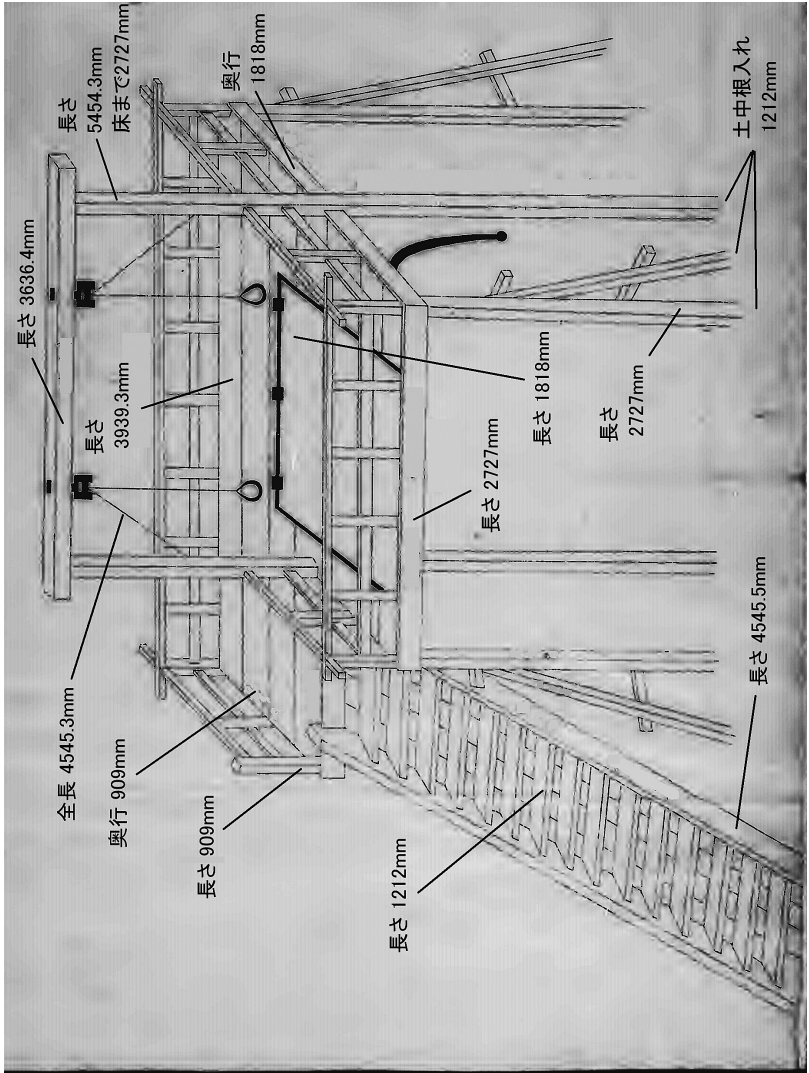


図 5-2 (国立公文書館デジタルアーカイブの画像を筆者が加工)



図面からは、踏板のある床のうち、階子部分を除く前部の幅は「前九尺」(2727.0mm)とされ、平面に垂直に打ち付けられた板は幅7寸(212.1mm)、厚さ3寸5分(105.9mm)と記載されている。床の奥は、階子がない分だけ幅が広く、「裏手壹丈三尺」(3939.3mm)とされている。床の左側、すなわち階子が架けられた側の奥行は「妻三尺」(909.0mm)、平面の右側の奥行は「妻六尺」(1818.0mm)とされている。従って、階段は絞罪器械のちょうど中央まで架けられていることになる。図面からは、踏板の奥行が4尺あまりあり、踏板の先端は床の前部に接するように設置されることとなっており、床のほぼ中央に設置されるよう示されている絞罪器械圖式とは設置する位置が異なっている。

床の根太は檜の4寸角、大引は3寸5分角(105.9mm)とし、框は杉で前述の幅7寸について3寸5分を柄で差合わせるものとされている。落掛板は杉の厚さ1寸4分(42.3mm)の板とし、蝶番にて取り付けることが求められている。

床の周囲の手摺は、高さ3尺(909.0mm)とし、男柱は杉の3寸2分角(96.9mm)、手摺部分に当たる笠太は杉の2寸8分角(84.6mm)、堅子は杉の2寸5分角(75.6mm)とされている。

踏板のある床へ上がる階子は、長さ2間半(4545.5mm)、幅4尺(1212.0mm)とされており、添付の図面の「階子口四尺」とする記述と一致している。図面では、階子は少なくとも15段あることを読み取ることができる。階子の側板は杉で幅8寸(242.4mm)、厚さ1寸4分(42.3mm)とするよう求められている。一方、添付の図面では、階子は正面左端に架けられており、正面中央部に架けられている絞罪器械圖式とは異なっている。どの府県のものであるか定かでないものの、向かって左側面から階子を架けた図も残されており⁴⁷⁾、当時、器械ごとに階子を架ける箇所が様々であった可能性は高い。

47) 手塚豊『明治刑法史の研究(上)』・前掲注(8)の大扉の次々頁に掲載されている「絞架処刑写生図」(村田保旧蔵、慶應義塾図書館蔵)。

絞罪器械圖式の頒布と絞罪器械の設置実務

仕様書には記述がないものの、絞罪器械圖式は、「澁墨ヲ以テ全ク塗ル可シ」としており、熊谷県の器械も黒く塗られていた可能性がある。

仕様書に添付されている「御入費内譯帳」には、大工方、材木方、鍛冶方、鳶人足、運送方、石方、絞繩に要する費用がそれぞれの内訳とともに記載されている。材木方と鍛冶方については用いられる多数の部材の寸法及び数並びに単価が記載されている。以下、「御入費内譯帳」に記載されている部材の寸法等について見てみよう。

絞繩を架ける笠木は、杉の8寸2分角(248.4mm)で長さ2間(3636.4mm)とされている。階段が器械の中央部に架けられていないことから、笠木の長さは、3000mmあれば十分であるように見受けられるが、やや長めの材木を用意することとされている。また、図面においては、8寸角(242.4mm)とされており、若干の差異がある。また、この笠木を支える2本の中柱は、「大柱」と記載されており、杉の8寸5分角(257.4mm)で長さ3間4尺(6666.6mm)とされている。先述のように、図面において、地面から笠木上羽までの高さを1丈8尺(5454.3mm)とし、土中に4尺(1212.0mm)根入れすることとされていることから、2丈2尺(6666.6mm)の材木が必要とされるどころ、これと一致している。もっとも、こちらも図面においては、8寸角(242.4mm)とされており、若干の差異がある。これらの差異は、施工時に削ることを想定している可能性があるだろう。

横框の長さは、1丈3尺(3939.3mm)とされており、その長さは図面の「裏手壺丈三尺」と一致している。妻框の長さは、6尺(1818.0mm)とされており、その長さは図面の「妻六尺」と一致している。

手摺の部材の長さは、3尺(909.0mm)とされており、仕様書の高さ3尺と一致している。

階子口の部材は、「棧子口」と記載されており、その長さが4尺(1212.0mm)とされている。これは、仕様書及び図面の記載と一致している。階子の側板は、「棧子両側板」と記載されており、その長さが2間半(4545.5mm)とされていて、こちらも図面の記載と一致している。

踏板は、「落板」と記載されており、杉で長さ6尺（1818.0mm）、幅1尺（303.0mm）の板3枚が利用される旨が記載されている。これら3枚の板の長辺を前から奥へ並べると、前部から奥までの妻の長さと同様になる上、図面とも形状が異なってしまうことから、3枚の板は長辺を向かって横方向に並べることが想定されていると考えられる。もっとも、この場合、踏板に用いられる板の幅は3枚で合わせて3尺（909.0mm）に過ぎず、先述の通り、踏板の奥行きが4尺あまりあり、踏板の先端は床の前部に接するように設置されることとなっているように記載されている図面とは一致せず、ここでもまた、齟齬が生じることとなる。踏板に用いられる板の幅が3枚で合わせて3尺であれば、踏板の先端は床の前部に接することなく、床のほぼ中央に設置されることとなり、絞罪器械圖式に似た形状になるものと思われる。

「御入費内譯帳」の内容として注目すべきは、絞縄についてである。絞罪器械圖式においては、その長さが2丈5尺（7575.6mm）とされていたにもかかわらず、1丈5尺（4545.3mm）のものを2本用意することとされている⁴⁸⁾。絞縄の長さが異なれば、執行開始から死亡に至るまでの時間が長くなったり、被執行者の苦痛が増大したりする等の「うまくいかない執行」が生じかねない。絞柱を廃すべく新たな器械を試行的に利用した上で新たな器械を全国に導入した意味を没却しかねない重大なミスであると考えられる。

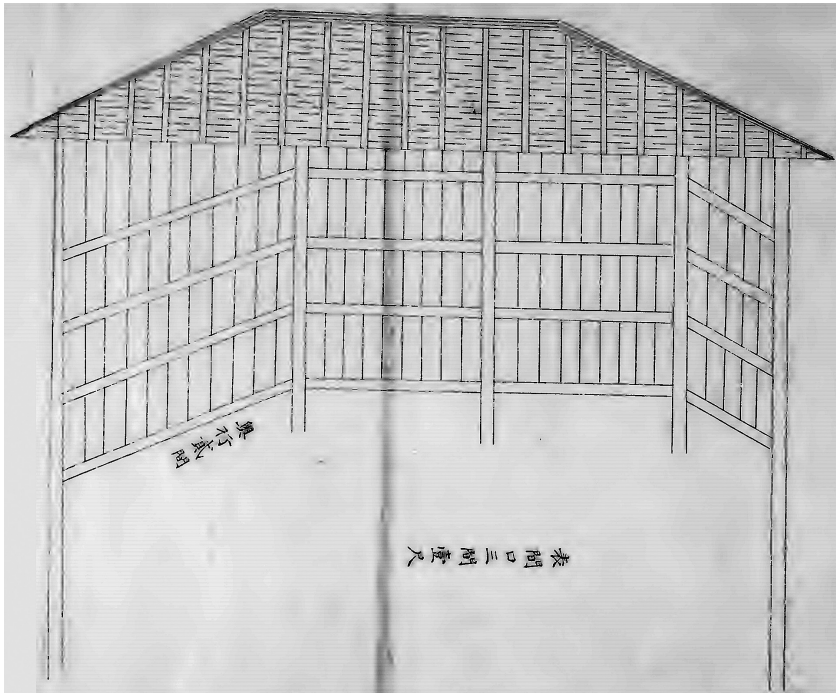
② 上 家

絞罪器械圖式には、絞罪器械を覆う上家について全く定めがないものの、熊谷県の仕様書には上家の新築に関する記載が含まれており、図面も添付されている（図5-3）。

熊谷県の上家は、柱の長さ3間5尺（6969.6mm）で、柱の細い方の直径である末口が4寸（121.2mm）の丸太を用いるものとされていた（図5-4）。絞罪器械は地面から笠木上羽までの高さが1丈8尺（5454.3mm）であるた

48) 「熊谷県絞罪器具据付場所購求并同器械新製・二条」・前掲注（42）においては「一丈五尺」、「熊谷県絞罪器械新営ニ付上家取設ノ儀伺」・前掲注（42）においては「壹丈五尺」と記載されている。

図5-3 (国立公文書館デジタルアーカイブより)



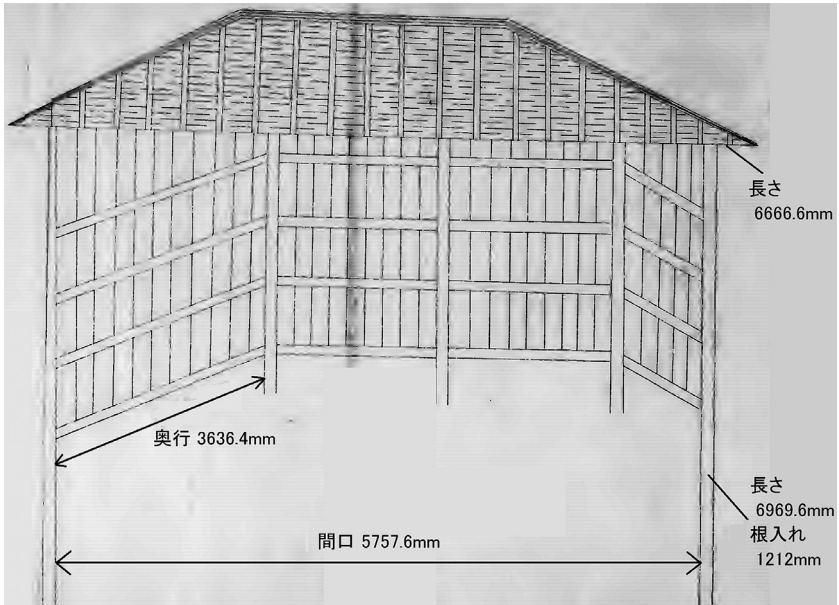
め、笠木から上家天井まで1500mmほどの余裕がある作りであった。絞罪器械の中柱と側柱同様、土中に4尺(1212.0mm)根入れするよう求められている。

正面の表間口は3間1尺(5757.6mm)とし、柱を設けないものとされている。添付の図面においては、奥行を2間(3636.4mm)とするよう求められている。

板は「灰墨混塗」とされており、絞罪器械同様、黒く塗ることが求められていた。

仕様書に添付されている「御入費内譯帳」には、大工方、材木方、鍛冶方、鳶人足、屋根方に要する費用がそれぞれの内訳とともに記載されている。絞罪器械と同様に、材木方と鍛冶方については用いられる多数の部材の寸法及び数

図5-4 (国立公文書館デジタルアーカイブの画像を筆者が加工)



並びに単価が記載されている。

「御入費内譯帳」において、大桁は杉で長さ3間4尺(6666.6mm)の丸太とされている。これは、表間口よりもやや長く、図面の形状とも一致している。表間口以外の三方は杉の板張りとされている。

② 費用と負担

絞罪器械新築費用は115円71銭2厘、上家新築費用は42円56銭1厘であり、合わせて158円27銭3厘であった。このうち、上家新築費用の3分の1に当たる14円18銭7厘を政府が負担している⁴⁹⁾。先述の通り、絞罪器械新築費用に関する史官からの照会に対して、明治6年2月12日に司法大少丞は92円31銭1厘6毛であると回答している。熊谷県における絞罪器械設置費用は、これと比べ

49) 明治7年6月27日に大蔵省が熊谷県に14円18銭7厘を支払うよう太政大臣より指令が出された。「熊谷県絞罪具据付場所購求并同器械新製・二条」・前掲注(42)、「熊谷県絞罪器械新営二付上家取設ノ儀伺」・前掲注(42)。

ると25%ほど高めであった。

注目すべきは、政府が上家新築費用の3分の1を負担していることである。このことは、政府が熊谷県による上家の設置を必要なものと捉えていたことを示していると考えられる。

これらとは別に、絞罪器械を設置する場所（絞罪具据付場）として1反5畝24歩（1566.9m²）⁵⁰⁾、土取場として5畝（496.0m²）、合わせて2反24歩（1070.9m²）の土地を買い上げた費用として39円50銭を要しており、その全額を政府が負担している⁵¹⁾。

(2) 新 治 県

新治県においては、今日の刑事施設に当たる囚獄の敷地内の空き地に80円70銭9厘をかけて新たな器械を新築したところ、問題が出来たため、内務省に伺を立てることとなった⁵²⁾。なお、この費用は、先述の司法大少丞による回答よりも1割ほど安く、熊谷県に比べると3割ほど安いものであった。

七年八月廿五日

大蔵省へ通

50) 1反991.7m²、1畝99.2m²、1歩3.3m²で計算した。

51) 明治7年8月3日に大蔵省が熊谷県に39円50銭を支払うよう太政大臣より指令が出された。「熊谷県絞罪具据付場所購求并同器械新製・二条」・前掲注(42)、「熊谷県絞罪具据付場等買上伺」公文録・明治七年・第六十四卷・明治七年八月・内務省伺(一)。後者も国立公文書館デジタルアーカイブで公開されている。〈<https://www.digital.archives.go.jp/das/meta/M0000000000000093167>〉。

52) 「新治県絞罪場上家建築」太政類典・第二編・明治四年～明治十年・第三百六十八卷・治罪二十二・監獄六、「新治県絞罪場上家建築伺」公文録・明治七年・第六十六卷・明治七年八月・内務省伺(三)。いずれも、国立公文書館デジタルアーカイブで公開されている。〈<https://www.digital.archives.go.jp/das/meta/M00000000000000859469>〉；〈<https://www.digital.archives.go.jp/das/meta/M0000000000000093216>〉。双方に旧字体と新字体等の差異があるため、原文として紹介するに当たっては、前者の「新治県絞罪場上家建築」の記述を優先し、文字の判読が困難な箇所については、後者の「新治県絞罪場上家建築伺」を適宜参照することとした。文字が判読できない箇所は1文字ずつ*を記載した。

別紙内務省伺新治縣絞罪場上家建築ノ儀朱書ノ通及指令候條金額渡方可取計此旨相違候事

内務省伺

新治縣ヨリ絞罪場上家建築ノ儀別紙ノ通伺出儀ニ付取調候處經費金四拾八円五拾五錢五厘ニテ不相當無之候間御許可相成度尤入費割合ノ儀ハ御規則ノ通為取計可申*

* 候因テ圖面目論見帳相副此段相伺候也 七年八月十二日

伺ノ通聞届金拾六円拾八錢五厘相渡候條大蔵省ヨリ可受取事 七年八月廿五日

新治縣伺 内務省宛

絞罪器械改正製造方ノ儀昨六年六十五号ヲ以テ公布相成候ニ付全年八月中改正圖式ニ隨ヒ司法省御渡仕様書ノ通獄邸内空地へ新築器械及び木材建築入費
合金八拾圓七拾錢九厘 致候処右絞架往還路上ヨリ見透シ相成不都合ニ付菰*ニテ行刑致シ来候処風雨ニ吹破レ度々新ニ仕替候ノミナラス其俣差置候テハ絞架階子及び器械等雨露日光ニ曝サレ候ヨリ自然破損腐朽可尺存*間上家新營費用精々減シ積*以調査候*凡金四拾八円五拾五錢五厘ニテ出來可致右落成ノ上此少 増減可相成候へ共先此金高ノ用途トシテ為取掛追テ清算仕上ケ差出可然裁*右ノ經費ハ刑法用器械ニ付悉皆官費相立可然裁別紙目論見并相繪圖相添此段相伺中候也 七年七月七日

新治県が内務省に宛てた伺によれば、新たな器械の絞架が通りから見えるため、菰で通りから見えないようにして執行していたとする。風雨によって菰が破れるため、たびたび新たに交換していたものの、絞架の階子及び器械が雨露や日光に曝されて破損したり、腐朽したりする問題が生じた。そこで、この問題を解決するため、上家を新築することとしたとする。この伺は、上家の新築費用は、「刑法用器械」であることを理由として、政府が全額負担するよう求めて立てられたものである。

既に述べたように、絞罪器械圖式には、絞罪器械を覆う上家について全く定めがないものの、上家が建てられることがあったことが窺われる。先に紹介した熊谷県でも上家が新築されており、全国的に相前後して上家が建てられていた可能性は否定できない。

京都監獄においては、時代が下った明治37年（1904年）に絞罪器械と板塀が腐朽により大破したことを契機に絞罪器械と板塀を取払うことが典獄により申

請され⁵³⁾、司法大臣の聴許を得ている⁵⁴⁾。また、その後、監獄局長から全国の監獄に対して、上訴制度の整備により第1審判決後に死刑が執行されることが減ったことから当該監獄において死刑執行が行われず差支えがなければ死刑場を取払うことを申請するよう求める通牒が発せられている⁵⁵⁾。京都監獄において、上家が建てられていたか不明であるが、木造の絞罪器械は腐朽しやすく、上家を建てる必要性が高かったことが窺われる。

昭和22年（1947年）ごろに報道機関に公開され、写真が公表された広島刑務所の刑場には、柱だけの上家があったが⁵⁶⁾、これは絞罪器械の傷みを防ぐために明治初期に建築された上家の名残であったかもしれない。

新治県の伺からは、上家の設置には、① 絞罪器械やそれを用いた執行を見えないようにするという目隠しの目的と、② 木造の絞罪器械の傷みを小さくするという腐朽防止の目的の2つの目的があったと言えよう。後述の宮城県のような板塀ではなく、上家とされたのは、②の目的があったためであると考え

53) 「當監獄死刑場ハ建設以來年所ヲ經過シ自然腐朽ニ至リ年々多少ノ修繕ヲ加ヘ來候處當今大破ニ及ヒ候ニ付相當修理ヲ加フルニ非サレハ最早維持シ難キ場合ト相成候然ル處既往ノ實況ニ徴スルモ死刑ノ宣告ヲ受ケタルモノ三十二年以後無之加之將來上訴ヲ放棄シ第一審判決ニ服罪スルモノ、如キハ殆ント皆無ト被考候就テハ年々幾多ノ費用ヲ投スルヨリモ寧ロ此際取置ミ用材等ハ現場ニ保存シ置キ所要ニ臨ミ直ニ組立使用ニ供シ候方得策ト認メ候且死刑場周圍板塀ハ腐朽大破ニ至リ最早修理ノ見込モ無之死刑場取置ノ上ハ當分不用ニ屬シ候ニ付此際共ニ取拂ヒ必要ノ場合ハ臨機（天幕ノ類ヲ以テ）設備致可然認メ候條右ニ廉御認可相成候様致度別紙設計書等相添ヘ此段及申請候也」（京都監獄典獄申請 明治37年8月3日發第183號）豊原胤珍編『監獄法令類纂 全』（監獄協會、1911）2193頁。

54) 「明治三十七年八月三日付三發第一八三號申請死刑場及周圍板塀取拂ノ件聴許ス」（司法大臣聴許 明治37年8月庶丙第630號）豊原編・前掲注（53）2194頁。

55) 「京都監獄典獄ヨリ死刑場取拂方甲號之通稟請相成候處乙號之通認可相成候條貴監ニ於テモ該場建物ノ保存方如何ヲ調査シ若シ實際ニ差支ナキヲ認メラレ候ハ、京都監獄ノ例ニ倣ヒ取拂方稟請相成候間爲御參考別紙相添此段及通牒候也」（監獄局長通牒 明治38年8月監甲第675號）豊原胤珍編『監獄法令類纂 全』（監獄協會、1911）2193頁。

56) 荒井龍男編「死刑台への道」アサヒグラフ1208号（1947）14頁以下、16-17頁。公開及び撮影の日時は記載されていないものの、掲載時期からすると、昭和22年（1947年）9月乃至10月ごろと思われる。

られる。

以下に紹介するのは、新治県において新築される上家の目論見書及び図面(図6-1、図6-2)である。

絞罪場上家新規建営入費目論見書

一合金四拾八円五拾五錢五厘

絞罪場上家新規建大工手間銀
治家根人足木材諸式共一式

内訳

金九円四拾五錢

大工作料

工数四十二人

一人二付
二十一錢五厘

内

絞罪場上家

桁行三間

梁間三間

軒高一丈六尺
同出一尺五寸

屋根化粧裏切妻梁板葺
間内土間外横板下見

附而

前側葺卸シ家

三間

間半

軒高卷丈四尺貳寸
同出卷尺五寸

ノ家坪拾坪五合

内

入口兩開戸

明幸貳間

高六尺

長延九間
高二尺

一ケ一町

無双連子窓

右仕様地一町高下平均盛土地一町二付柱下根伐致シ柱根留メ玉石有石突入柱杉丸太末口三寸五分板付面付堀建根カセ入埋堅メ通シ貫杉中貫五通り削通シ横銅堅メ間柱松二寸角削建軒桁四寸押角小通り付削置ワタシ妻梁松丸太三間末口五寸合掌梁請横敷梁一本同丸太合掌梁二組同長壺丈壺尺末口四寸二重小屋梁同長七尺五寸末口三寸五分共鹿子打致シ仕掛小屋束杉三寸角帯付建合掌梁請中束二本絞罪機関桁木、同断致シ棟母屋同木三寸五分小通り削置ワタシ屋根垂木松二寸角削取付廣木舞杉大貫小廻同三寸貫共打梁板葺立棟杉皮折掛押縁總躰三寸廻リカラ竹二ツ割取付ケ榿杉兩妻杉大貫削取付正面入口楣地覆杉四寸角削差合開扉四方鎌手杉大廿二寸六分ニ二寸四分関貫持同木大廿三寸ニ二寸四分中棧同大廿二寸ニ一寸六通りツ、入削指立羽目板杉四分板及重子打付坪鏡物関貫鉄共打釣合関貫杉三寸角削差合無双連子窓上下無目杉大貫削取付連子コ無双コ共松六分板挽割削打外廻り横板下見杉四分板削及重子打押縁三尺間杉中貫削取付ケ

此手間四拾二人

新規建一坪二付
四人

金貳円四拾錢四厘

鍛冶方

絞罪器械圖式の頒布と絞罪器械の設置実務

内	
三百二拾二本	四寸釘
代三拾壹錢六厘	但 <small>百本二付 九錢八厘</small>
是ハ屋根垂木并扉二枚指立方間柱取付共ノ分	
四百八拾七本	三寸五分釘
代三拾八錢	<small>百本二付 七錢八厘</small>
是ハ同廣木廻り并無双連子窓無目橫板下見押縁共ノ分	
八百拾六本	三寸釘
代三拾九錢貳厘	<small>百本二付 四錢八厘</small>
是ハ同木舞屋根坪拾六坪二合二夕七才ノ分	
八百六拾四本	貳寸釘
代三拾壹錢壹厘	<small>同 三錢六厘</small>
是ハ連子窓無双コレンジ共ノ分	
二千四百八拾本	壹寸五分釘
代六拾五錢七厘	<small>同 一錢六厘五毛</small>
是ハ扉羽目板并橫板下見羽目板共ノ分	
四鍍り	<small>六尺戸 敷坪</small>
代貳拾貳錢八厘	<small>一簾リ二付 五錢七厘</small>
是ハ入口開扉二枚ノ分	
三挺	関貫銚
代拾貳錢	<small>一挺二付 四錢</small>
是ハ右同斷	
ノ金貳円四拾錢四厘	
金五円七拾壹錢四厘	屋根方
此譯	
拾六坪三合二夕七才	梁板葺
<small>一坪ニ付書板襷縁竹釘諸色持 出シ手間共 三拾五錢</small>	
金三円	人足方
此譯	
十五人	人足
是ハ大工手傳其外共ノ分	<small>一人ニ付 二拾錢</small>
金貳拾七円九拾八錢七厘	木材買上代
内	

六本	杉長貳間	四寸押角
	代九拾錢	一本二付 十五錢
	是ハ軒桁并楯地覆関貫共違	
拾本半	杉長貳間	三寸五分押角
	代壹円五錢	一本二付 拾錢
	是ハ棟母屋共六通りノ分	
四本	杉長二間	三寸押角
	代貳拾四錢	巻本二付 六錢
	是ハ小屋束切違ノ分	
拾七挺半	杉二間	大貫
	代八拾七錢五厘	巻挺二付 五錢
	是ハ屋根廣木廻極杉并連子窓上下無目共ノ分	
六拾五挺	同長	中貫
	代壹円八拾貳錢	同 貳錢八厘
	是ハ通シ貫五通り并横板下見縁共ノ分	
八拾貳挺	杉長貳間	三寸貫
	代壹円六拾四錢	同 貳錢
	是ハ屋根木廻十六坪三合二タ七才ノ分	
六本	同長	大貫二ツ割
	代拾九錢八厘	同 三錢三厘
	是ハ扉中棧切違ノ分	
一本	同長	三寸 二寸四分
	代六錢	一本二付 57)
	是ハ同関貫持切違ノ分	
四本	杉長二間	二寸六分 二寸四分
	代貳拾壹錢	一本二付 五錢貳厘五毛
	是ハ同四方框切違ノ分	
四拾八本	杉長二間	二寸角
	代貳円四拾四錢八厘	一本二付 五錢一厘
	是ハ屋根極并間柱共ノ分	
拾本	杉丸太長二丈一尺	末口三寸五分
	代四円	同 四拾錢

57) 一本当たりの金額は記載されていないが、六錢と思われる。

絞罪器械圖式の頒布と絞罪器械の設置実務

是ハ本家柱十本ノ分		
四本	同長一丈九尺	右同断
代八拾錢		同 二拾錢
是ハ葺卸シ家柱四本ノ分		
一本	同長九尺	右同断
代七錢三厘		同
是ハ入口楯上管柱ノ分		
三本	松丸太長一丈八尺	
代壹円八厘		同 三十三錢六厘
是ハ妻梁并合掌請敷梁ノ分		
四本	同丸太長一丈一尺	同四寸
代五拾壹錢三厘		同 十二錢八厘三毛
是ハ合掌梁二組ノ分		
二本	同丸太長七尺五寸	同三寸五分
代拾貳錢八厘		同 六錢四厘
是ハ両妻二重小屋梁ノ分		
二百三拾二枚	杉板長沓間	巾一尺 厚四分
代拾壹円四拾三錢六厘		一枚ニ付 四錢八厘
是ハ扉羽目板并横板下見羽目板共ノ分		
二拾四枚	松板長一間	巾一尺 厚六分
代八拾八錢八厘		同 三錢七厘
是ハ連子窓無双コレンジコ共挽割切違ノ分		
メ金貳拾七円九拾八錢七厘		
總計金四拾八円五拾五錢五厘		
右之通候也	七年七月	

① 絞罪器械

絞罪器械の目論見書や図面は添付されていない。ただ、上家の図面（図6-1）の中に、「絞罪機関所」として記載されており、それによれば、階子は、熊谷県のものとは異なり、絞罪器械圖式と同様に、中央前部に掛けられている。

絞罪器械の寸法は上家の目論見書にも図面にも記載されていない。一方、目論見書によれば、上家の寸法は、桁行3間（5454.6mm）、梁間3間とされ、前室（「前側葺卸シ家」）の寸法は、桁行3間、梁間半間（909.1mm）と記されて

いる（図6-2）。上家と前室を合わせると、桁行3間（5454.6mm）、梁間3間半（6363.7mm）となる。これは、図面に記載された寸法と一致している⁵⁸⁾。図面上の寸法の比率から計算すると、絞罪器械の寸法は奥行1間半（2727.3mm）弱、幅1間半強であると考えられる。これは、先に紹介した熊谷県の絞罪器械に比べて、奥行は約900mm長いのに対し、幅は約1200mm短い。図面上の寸法の比率が正確であれば、明治初めに絞罪器械圖式とは異なる寸法の絞罪器械があったこととなる。もっとも、この図面上の寸法がどこまで正確さを意識して記載されたかは一定の留保が必要であろう。とは言え、異なる寸法の絞罪器械が存在した可能性については、次の②上家及び前室の寸法からも推察できるため、関連する箇所では分析することとする。

② 上家及び前室

前述のように、新治県の上家は、目論見書において、桁行3間、梁間3間とされ、上から見ると正方形となる。この上家と接しているのが目論見書において「前側葺卸シ家」と呼ばれている前室であり、桁行3間、梁間半間と記載されている。図面上、上の部分が上家であり、下の部分が前室である（図6-2）。上家と前室を上から見ると、桁行3間、梁間3間半であることから、長方形となる。先に紹介した熊谷県の上家には前室がなく、三方に壁がある構造であったが、新治県の上家及び前室は全体としてみると四方に壁があり、構造が異なる。目論見書の内訳によれば、新治県の上家と前室の壁は、長さ1間（1818.2mm）、幅1尺（303.0mm）、厚さ4分（12.0mm）の杉板を横板下見板張り、すなわち、板を横長に用いて板の下端がその下の板の上端に少し重なるように張ることとされている。

目論見書によれば、上家と前室を合わせた建坪は10坪5合（4.95m²）である。先に紹介した熊谷県の仕様書によれば、器械が設置される土地の面積は、1坪8合3夕3才（6.05m²）とされていた。新治県の目論見書に記載された上家と

58) 目論見書及び図面の記載からすると、桁行3間半、梁間3間と記載するのが通例であるように思われる。桁行と梁間の呼称を取り違えて記載している可能性があるものの、本稿では目論見書に従い、桁行と梁間を表記することとした。

図 6-1 (国立公文書館デジタルアーカイブより)

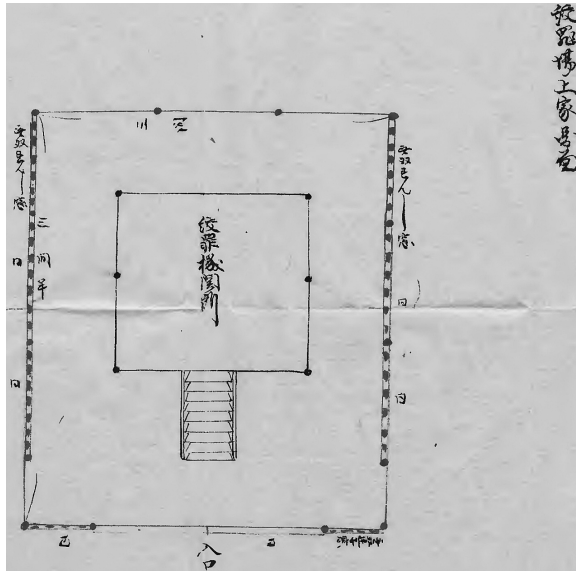
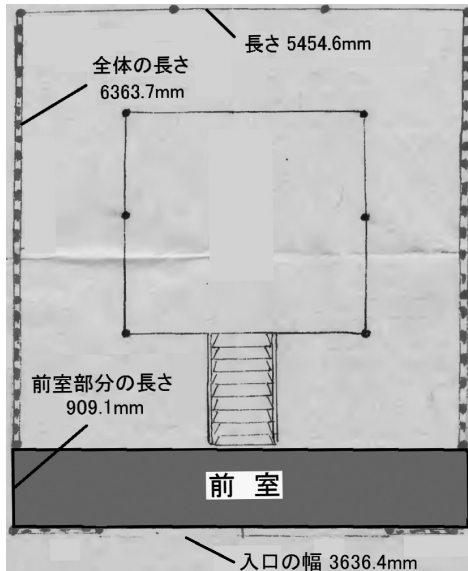


図 6-2 (国立公文書館デジタルアーカイブの画像を筆者が加工)



前室を合わせた建坪はこれよりも小さい。新治県の器械が設置される土地の面積はさらに小さいはずである。図面における比率が正確であれば、新治県の器械が設置される土地の面積は熊谷県のものとは比べて半分程度であったことになろう。そこまでいかなくとも、新治県の器械は熊谷県の器械よりも一回り小ぶりであった蓋然性は高い。

目論見書によれば、入口は2間（3636.4mm）で、高さ6尺（1818.0mm）の両開き戸を作るものとされている。図面によれば、入口は前室に設けるものとされている。

図面によれば、上家の桁行方向（3間）は両側とも無双連子窓を設けるとされている。また、前室の梁間方向の入口側のうち、両開き戸以外の部分（半間が2か所）も同じ高さの無双連子窓を設けるとされている⁵⁹⁾。目論見書には、無双連子窓は高さ2尺（606.0mm）と記載されており、その内訳によれば、長さ1間（1818.2mm）、幅1尺（303.0mm）、厚さ6分（18.0mm）の松板を用いることとされている。

目論見書によれば、上家の軒高は1丈6尺（4848.3mm）であるのに対し、前室の軒高は1丈4尺2寸（4302.9mm）とやや低い。目論見書の内訳によれば、上家の柱は長さ2丈1尺（6363.6mm）、前室の柱は長さ1丈9尺（5757.3mm）で、いずれも末口が3寸5分（105.9mm）の杉の丸太を用いるものとされていた。柱の長さと軒高を比べると、5尺（1515.0mm）ほど根入れすることが求められていたようである。先に紹介したように、熊谷県においては、絞罪器械の絞縄を架ける笠木2本を支える中柱2本の地面から笠木上羽までの高さは1丈8尺（5454.3mm）とされていた。これと比較すると、新治県の上家の軒高は低く、絞罪器械が熊谷県と同じ寸法であれば、絞罪器械が上家に収まりきらないことになってしまう。新治県の目論見書に誤記がなければ、この点でもまた、新治県の器械は熊谷県の器械よりも一回り小ぶりであった蓋然性は高い。

59) 目論見書には長さのべ9間（16363.8mm）と記載されているが、7間（12727.4mm）の誤りであるように思われる。

目論見書によれば、上家は小屋組みで板葺とされている。

目論見書において、不明確であるのは、「仕掛小屋束杉三寸角帯付建合掌梁請中束二本絞罪機関桁木、同断致シ」とあることである。「絞罪機関桁木」が絞罪器械のどの部分を指すのかは明らかではない。少なくとも、熊谷県の仕様書には記載されていない用語である。「桁」は水平方向の部材であることが明確であるから、「桁木」が絞縄を架ける笠木と同義である可能性は否定できない。仮に「桁木」が笠木のことであるならば、上家の部材と絞罪器械の部材が接している可能性がある。そうだとすると、上家の部材と絞罪器械の部材が接することがない熊谷県のものとの点でも異なることとなる。

目論見書には、大工作料、鍛冶方、屋根方、人足方、木材買上代に要する費用がそれぞれの内訳とともに記載されている。鍛冶方と木材買上代については用いられる多数の部材の寸法及び数並びに単価が記載されている。

③ 費用と負担

上家の新築費用は、48円55銭5厘であった。このうち、3分の1に当たる16円18銭5厘を政府が負担している⁶⁰⁾。熊谷県と比べると、上家の新築費用は15%ほど高くなっている。

ここでもまた、注目すべきは、政府が上家新築費用の3分の1を負担していることである。このことは、政府が新治県による上家の設置を必要なものと捉えていたことを示していると考えられる。熊谷県でも同割合の負担がなされていたことを考え合わせると、政府が各府県による上家の設置を必要なものと考えていたことが明瞭であると言える。

(3) 宮 城 県

宮城県⁶¹⁾においては、監獄内に設置されていた斬絞場に板塀を設置すること

60) 明治7年8月25日に大蔵省が新治県に16円18銭5厘を支払うよう太政大臣より指令が出された。「新治県絞罪場地上家建築」・前掲注(52)、「新治県絞罪場地上家建築伺」・前掲注(52)。

61) 明治9年(1876年)8月21日に磐前県を合わせて現在の宮城県となった。

となり、明治10年（1877年）6月、内務省に伺を立てるに至った。

宮城県が内務省に宛てた伺によれば、斬絞場の四周を板塀で囲むこととし、その費用のうち、3分の1に当たる額を政府が負担することを求めている⁶²⁾。宮城県が板塀を設置したのは、監獄則が刑場について「周圍其垣牆ヲ高く」するよう求めていたためであると考えられる。もっとも、「垣牆」をどのような素材でどのように設置すべきかは何ら規定されていなかった。

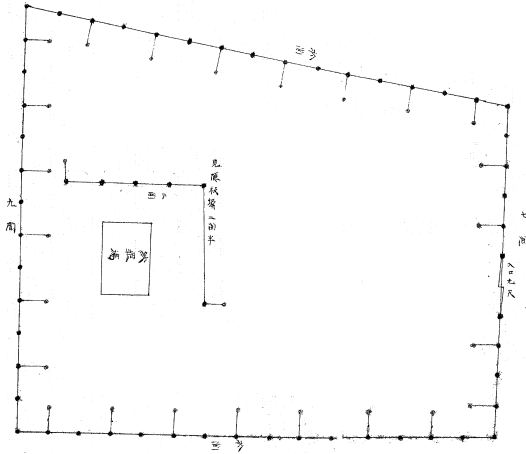
板塀の場合、上家に見られたような、② 木造の絞罪器械の傷みを小さくするという腐朽防止の目的が達せられないことは構造上明確であるため、その設置の目的は、① 絞罪器械やそれを用いた執行を見えないようにするという目隠しの目的に限定されていたと考えるほかない⁶³⁾。

こうした板塀は他の府県でも設置されていたようである。やや時代が下った明治30年（1897年）4月17日には、京都監獄署の絞架場の周囲に設けられていた板塀等を修繕する工事を囚人を使役して39円92銭9厘で行うことが決定されており⁶⁴⁾、板塀が設置されていたことが窺われる⁶⁵⁾。

以下に紹介するのは、宮城県において新たに設置された板塀の出来形帳

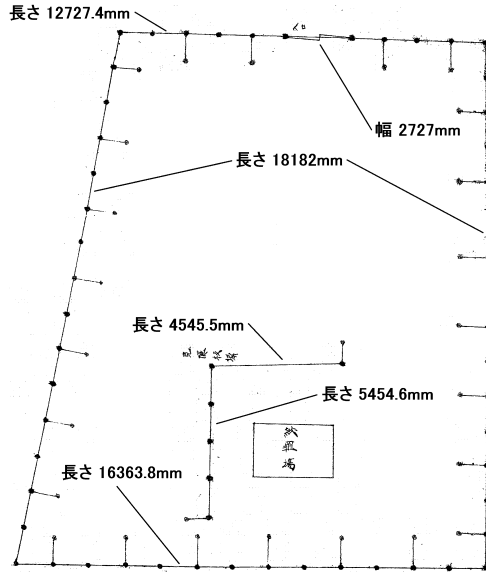
-
- 62) 宮城県公文書館所蔵の『官省伺留 土木係』のうち、「監獄署施設建築（絞罪場出来形帳、土蔵目論見帳）」の「絞罪場出来形帳」（配架年号番号：明治、配架年度番号：10、配架番号：0036）。
- 63) 「死刑執行ノ状況ヲ公衆ノ耳目ニ觸レシメ」ないことはその後より強く求められていくこととなる。「死刑執行ノ際其刑場ニ入ルコトノ許否ニ關シテハ其取締ヲ嚴密ニス可キハ勿論ナルニ付専ラ刑事ニ關スル學術ノ研究又ハ其實務ニ従事スル者其参考ニ資セントスル場合ニ於テ之ヲ許可スルヲ至當ノ措置ト被思考候處近來新聞記者又ハ學生等ニ入場ヲ許可シタル向モ有之趣此ノ如キハ死刑執行ノ状況ヲ公衆ノ耳目ニ觸レシメサル刑法ノ趣旨ニモ相背キ甚タ穩當ナラサル次第ニ付爾後入場ノ許否ニ付テハ嚴密取締相成候様致度依命此段及通牒候也」（民刑局長監獄局長通牒 明治41年7月民刑秘第134號）豊原編・前掲注（53）2193頁。
- 64) 京都府立京都学・歴史館所蔵の簿冊名『聯帶諮問報告綴』のうち、内務部第一課議事係「府諮第38号 京都監獄署絞架場周圍板塀等修繕工事施行の件」（簿冊番号明30-0019、件番号038）。
- 65) 先に紹介したように、京都監獄と名称が変わった後の明治37年（1904年）に絞罪器械とともに取扱われるまで板塀が設置されていた。京都監獄典獄申請 明治37年8月3發第183號、豊原編・前掲注（53）。司法大臣聽許 明治37年8月庶丙第630號、豊原編・前掲注（53）。

図 7-1 (宮城県公文書館収蔵)



絞罪場圖板採新定繪圖面

図 7-2 (宮城県公文書館収蔵資料の複写物の画像を筆者が加工)



(「監獄所構内絞罪場圍板塀新建出来形帳」)及び図面(「絞罪場圍板塀新建繪圖面」)(図7-1)⁶⁶⁾である。

① 絞罪器械

絞罪器械の目論見書や図面は添付されておらず、板塀の図面の中に、「絞罪場」として記載されているに留まる。

絞罪器械の寸法は上家の目論見書にも図面にも記載されていない。板塀のうち、9間(16363.8mm)と記載のある図面左側の部分は図面上163mmであり、3間(5454.6mm)と記載のある見隠板塀の上側の部分は図面上53mmであって、同じく2間半(4545.5mm)と記載のある見隠板塀の右側の部分は図面上45mmであることから、1間(1818.2mm)当たり18mm程度(およそ100分の1)の縮尺であると考えられる(図7-2)。「絞罪場」と記載された四角形の各辺はそれぞれ28mmと18mmであることから、図面が正確に描かれていれば、実際の寸法はそれぞれおよそ1間5尺(3333.2mm)と1間となるはずである。この寸法は、絞罪器械圖式の絞架全圖とほぼ一致しており、宮城県の図面が正確な縮尺で記載されていた可能性が高いと思われる。

② 板 塀

図面によれば、板塀は、絞罪器械が建築された敷地の四周を囲むように台形に設置されるとともに、当該板塀内に入口に向かって絞罪器械が見えないように「見隠板塀」として角形にさらに板塀が設置されている。

敷地の四周を囲むように台形に設置された板塀の寸法は、図面左側の板塀が9間(16363.8mm)、これと並行に設置される図面右側の板塀が7間(12727.4mm)、図面左側と右側の板塀と直角に建てられる図面下側の板塀が10間(18182.0mm)、図面左側から右側にかけて斜めに建てられる図面上側の板塀も10間とされている。出来形帳には、「入口長七間西側拾間東側拾間南の方九間廻長參拾六間」とあることから、図面左側が南、図面右側が北、図面下側が東、

66) 丁の表と裏にまたがっており、丁の表と裏をそれぞれ複写せざるを得なかったため、複写の際に写ったそれぞれの余分の部分を筆者が削除した上で合体することで1枚の図面として復元した。

図面上側が西であると考えられる（北を上にして図面を回転したものとして、図7-2）。出来形帳の大工方の箇所において、四周の板塀は根入3尺（90.9mm）とされ、図面によれば、これらの板塀を支えるために24本の支柱が立てられる。

図面右側（北）の板塀に幅9尺（2727.0mm）の入口が設けられることとなっている。出来形帳の建具方の箇所においては入口のものと思われる「扉」と記載される一方、大工方の箇所においては「引戸」と記載されている。これらの記述と図面の記載からすると、入口は引き違いの木戸であったと考えられる。

四周の板塀内に「見隠板塀」として設置された板塀のうち、図面右側（北）が2間半（4545.5mm）、図面上側（西）が3間（5454.6mm）とされている。出来形帳の大工方の箇所においてこれらの板塀は、高さ1丈6尺（4848.3mm）とされている。これらの板塀も根入3尺（90.9mm）とされ、これらの板塀を支えるために2本の支柱が立てられる。見隠板塀の高さは、絞罪器械圖式の絞架全圖において絞縄を架ける笠木の高さに及ばないものであった。従って、絞架全圖の通りに絞罪器械が製作され、見隠板塀の出来形帳の通りに板塀が建てられていれば、見る者の位置や角度によっては、絞罪器械の上部、具体的には、絞縄を架ける笠木や滑車に当たる絞縄環が見えかねない寸法であった。もっとも、踏板が外されて絞縄に吊り下げられる姿はもちろん、床の上に被執行者が立つ姿は全く見えない寸法であった。前述の通り、図面における絞罪器械の寸法が絞罪器械圖式の絞架全圖とほぼ一致していることから、絞罪器械の高さも絞架全圖通りに製作されている可能性が少なくなく、そうであれば、見隠板塀は絞罪器械全体ではなく、被執行者を見えないようにするために立てられていたと考えられる。

出来形帳には、大工方、鍛冶方、塗所方、建具方、人足方、材木代に要する費用がそれぞれの内訳とともに記載されている。鍛冶方と材木代については用いられる多数の部材の寸法及び数並びに単価が記載されている。塗所方の箇所においては、板を洪墨塗とすることが記載されている。絞罪器械図式の絞架全

圖において、絞罪器械も洪墨で塗るよう求められており、これに合わせたものと思われる。

③ 費用と負担

板塀の設置費用は、69円94銭1厘であった。このうち、3分の1に当たる23円31銭4厘を政府が負担している。

ここでもまた、政府が板塀の設置費用の3分の1を負担している。監獄則において刑場について「周圍其垣牆ヲ高く」するよう求めたことの現れとも言えよう。

設置費用は、熊谷県や新治県の上家と比べると、宮城県の前塀のほうがそれぞれ6割強と4割強高い。もっとも、宮城県は、熊谷県や新治県よりも3年ほど後に板塀を設置しており、明治初期のインフレーションの影響で費用が高んだように見えているだけであるかもしれない。

4 改定律例の注釈書

明治6年の改定律例の布告後、数多くの注釈書が刊行された。改定律例に改正獄具圖として組み込まれた絞罪器械圖式についても、それらの注釈書において取り上げられることとなった。

これらの注釈書においては、絞繩略圖のみならず、絞架全圖、踏板裏面圖、踏板表面圖、機車圖、機車屬鐵板圖、鉄板架圖、螺旋圖、絞繩鑲圖及び絞繩畧圖に具体的な寸法が記載されている。これらの注釈書の図はほぼ同様であることから、ここでは、確認できた中で最も古いものについて全図を掲載し（図8-1）⁶⁷⁾、それ以外のものについては絞架全圖のみを掲載することとした（図8-2～図8-14）⁶⁸⁾。

67) 司法省編『新律綱領改定律例』（畏三堂、1873）12丁ウ-14丁ウ。国立国会図書館のデジタルコレクションとして同タイトルで公開されている。〈<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/794325>〉。

68) 図8-2：司法省記録課校正『新律綱領改定律例 上巻』（小川半七・北島茂兵衛、1873）58丁ウ-59丁オ。国立国会図書館のデジタルコレクションとして同タイトルで公開されている。〈<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/794322>〉。 ↗

ㄨ 図8-3：近藤圭造註釋『新律綱領改定律例合卷註釋 卷1』（小川半七・北畠茂兵衛・坂上半七、1876）51丁オ。国立国会図書館のデジタルコレクションとして同タイトルで公開されている。〈<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/794343>〉。

図8-4：（筆者不明）『増補新律綱領改定律例改正條例対比』（中外堂、1877）56頁。国立国会図書館のデジタルコレクションとして同タイトルで公開されている。〈<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/794333>〉。

図8-5：松井直誠編『改正増補新律綱領改定律例 合卷 两假名附 全壹冊』（田中治兵衛、1877）獄具圖1丁ウ。国立国会図書館のデジタルコレクションとして同タイトルで公開されている。〈<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/794326>〉。

図8-6：石田可則編『新律綱領改定律例 頭書伺指令 合卷対比』（本城小兵衛・細川清助、1878）56頁。国立国会図書館のデジタルコレクションとして同タイトルで公開されている。〈<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/794329>〉。

図8-7：安井乙熊註解・青木輔清校正『新律綱領改定律例改正條例伺御指令袖珍対比註解 空頭改正書入』（同盟舎、1878）27丁オ。国立国会図書館のデジタルコレクションとして同タイトルで公開されている。〈<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/794330>〉。

図8-8：（筆者不明）『増補新律綱領改定律例改正條例対比合卷』（竹原鼎・北畠茂兵衛・山中市兵衛・博聞社・平川吉兵衛、1878）104頁。国立国会図書館のデジタルコレクションとして同タイトルで公開されている。〈<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/794334>〉。

図8-9：志賀二郎編・近藤圭造校正『増補比附援引 新律綱領改定律例改正定例註釈合卷』（内田彌兵衛、1879）93頁。国立国会図書館のデジタルコレクションとして同タイトルで公開されている。〈<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/794336>〉。

図8-10：大野堯運編『増補龍頭註釈新律綱領改定律例改正条例全書』（報告社、1879）55頁。国立国会図書館のデジタルコレクションとして同タイトルで公開されている。〈<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/991321>〉。

図8-11：安井乙熊註解・青木輔清校正『刑法改定律例新律綱領法律対比註解』（同盟舎、1880）27丁オ。国立国会図書館のデジタルコレクションとして同タイトルで公開されている。〈<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/793601>〉。

図8-12：小野彦太郎編『龍頭新律綱領改正條例改正條例大全 壹冊』（田中治兵衛、1880）43丁オ。国立国会図書館のデジタルコレクションとして同タイトルで公開されている。〈<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/794321>〉。

図8-13：小笠原美治編『龍頭註釈新律綱領改定律例改正條例合卷全書』（弘令社、1880）71頁。国立国会図書館のデジタルコレクションとして同タイトルで公開されている。〈<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/794328>〉。

図8-14：大島細吉編『増補頭書新律綱領改定律例改正定例比例合卷』（山中市兵衛・柳原喜兵衛・田中治兵衛、1882）30丁オ。国立国会図書館のデジタルコレクションとして同タイトルで公開されている。〈<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/794338>〉。

図 8-1 (国立国会図書館デジタルコレクションより)

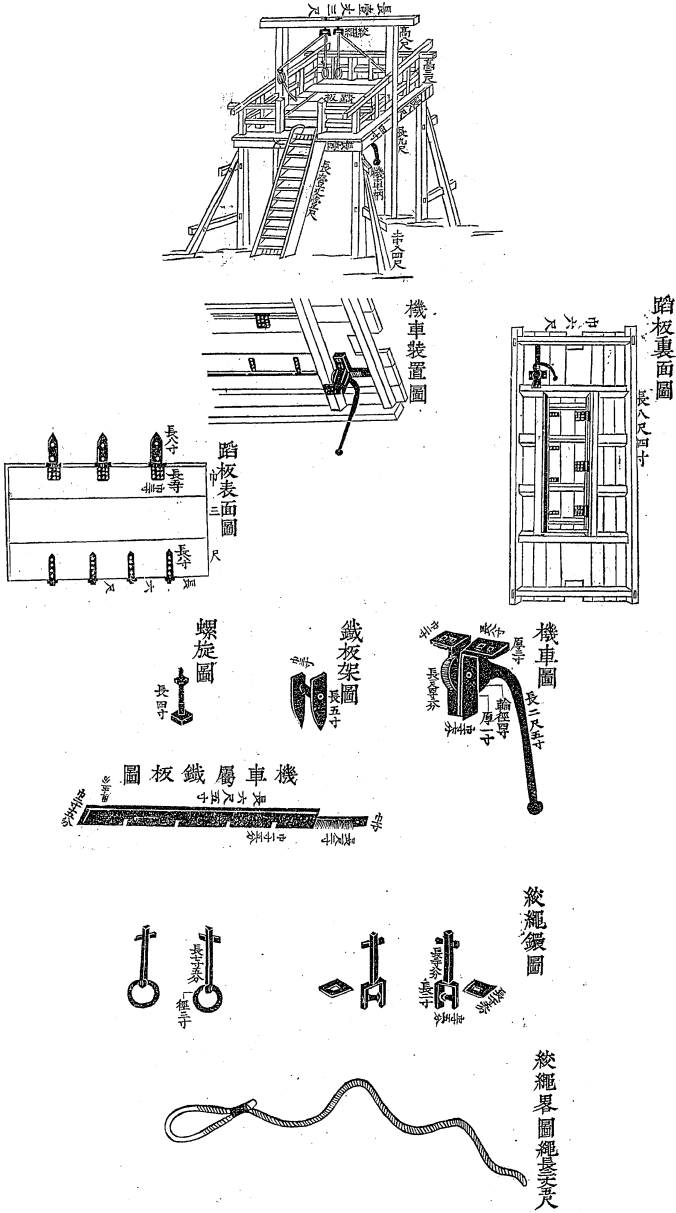


図 8-2 (国立国会図書館デジタル)
コレクションより

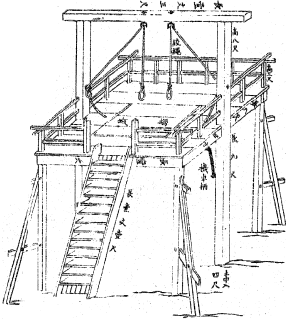


図 8-3 (国立国会図書館デジタル)
コレクションより

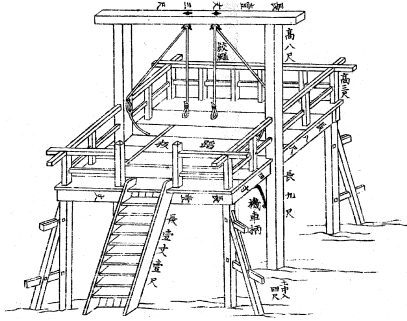


図 8-4 (国立国会図書館デジタル)
コレクションより

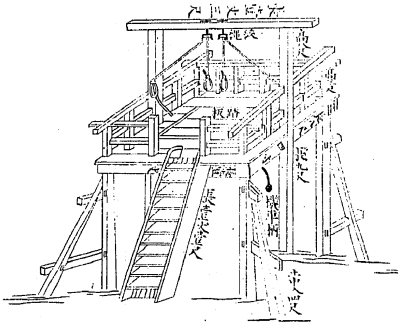


図 8-5 (国立国会図書館デジタル)
コレクションより

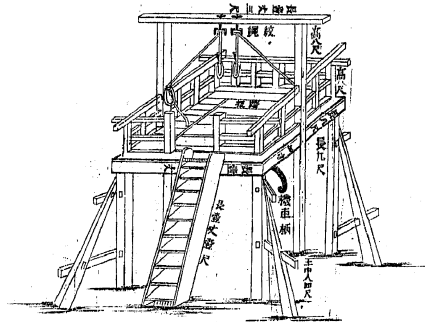


図 8-6 (国立国会図書館デジタル)
コレクションより

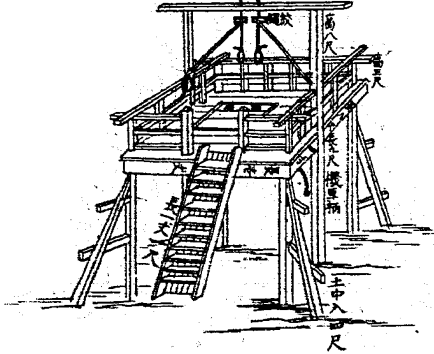


図 8-7 (国立国会図書館デジタル)
コレクションより

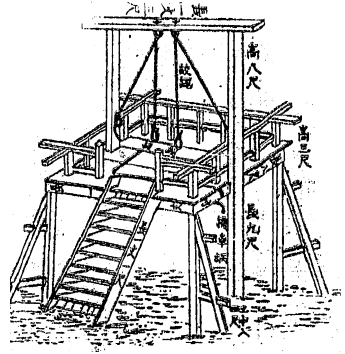


図 8-8 (国立国会図書館デジタル)
コレクションより

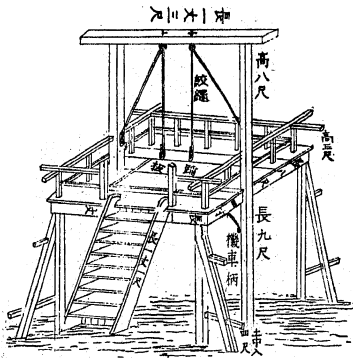


図 8-9 (国立国会図書館デジタル)
コレクションより

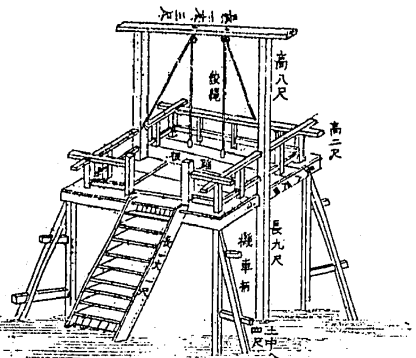


図 8-10 (国立国会図書館デジタル)
コレクションより

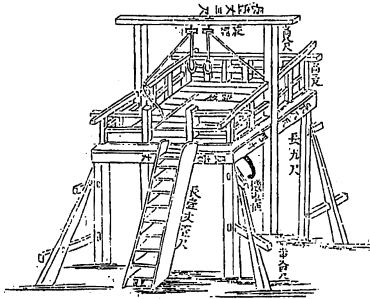


図 8-11 (国立国会図書館デジタル)
コレクションより

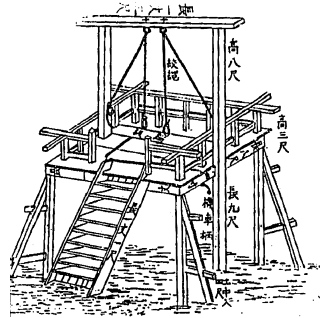


図 8-12 (国立国会図書館デジタル)
コレクションより

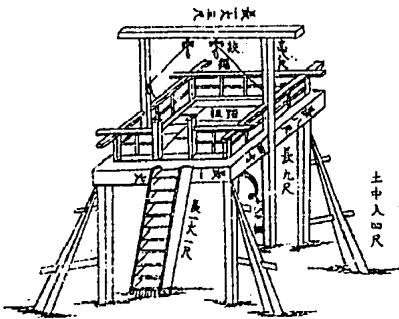


図 8-13 (国立国会図書館デジタル)
コレクションより

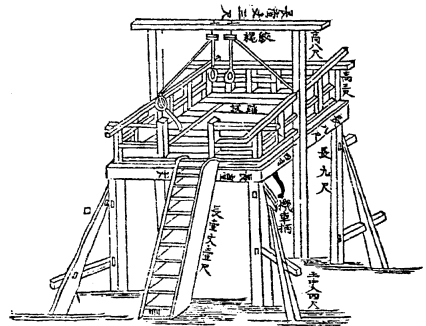
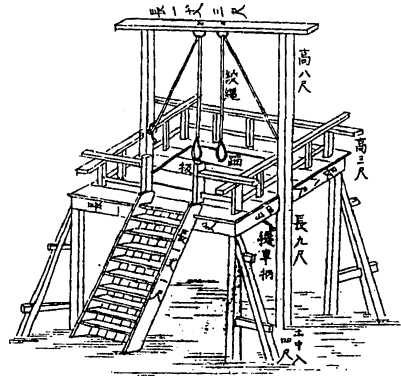


図8-14 (国立国会図書館デジタルコレクションより)



以下では、各図に記載された具体的な寸法を見ていこう。

第一に、絞架全圖においては、踏板に至る階子は「長壹丈壹尺」(3333.3mm)と記載されている。踏板のある床の幅は「長壹丈」(3030.3mm)、奥行は「長八尺四寸」(2545.2mm)とされている。この床を支える中柱は地面から「長九尺」(2727.0mm)と記載されている。絞繩を掛ける笠木は、「長壹丈三尺」(3939.3mm)とされ、この笠木を支える中柱は踏板のある床から「高八尺」(2424.0mm)と記載されている。図からは、笠木を支える部分と平面を支える部分が中柱として1本でつながっているように見える。踏板のある床に設けられた手摺は「高三尺」(909.0mm)とされている。四隅の角木を支える斜めに架けられた和柱について、地面の「土中入四尺」(1212.0mm)と記載されている。この記載からは、全ての柱について、「土中入四尺」の意味が不明である。

第二に、踏板裏面圖においては、「長八尺四寸」(2545.2mm)、「巾六尺」(1818.0mm)と記載されている。絞架全圖においては、踏板のある床の奥行が「長八尺四寸」とされており、踏板裏面圖の「長八尺四寸」と一致している。もっとも、踏板は階子から向かって左右に長く描かれていた。しかし、踏板裏面圖のこの寸法の通りであれば、踏板は、階段から向かって前後に長く設置されるはずである。ここでもまた、絞架全圖の踏板の描写及び寸法と踏板裏面圖

の寸法との間に齟齬がある。

第三に、踏板表面圖においては、「長六尺」(1818.0mm)、「巾三尺」(909.0mm)と記載されている。また、踏板の開閉に用いられる金具は2種類とも寸法が記載されている。まず、蝶番は「巾三寸」(90.9mm)とされ、踏板に固定する部分が「長五寸」(151.5mm)、反対側が「長八寸」(242.4mm)とされている。

第四に、機車圖においては、床に固定する部分について「長八寸」(242.4mm)、「巾二寸(60.6mm)」、「厚三寸」(90.9mm)、可動部分とその周辺について「長一尺四寸二分」(430.2mm)、「巾一寸七分」(51.3mm)、「厚一寸」(30.3mm)、「輪徑四寸」(121.2mm)、持ち手について「長二尺五寸」(757.5mm)と記載されている。

第五に、機車屬鐵板圖においては、幅が小さくなっている部分について「長一尺二寸」(3636.0mm)、「巾一寸」(30.3mm)、幅が大きくなっている部分について、「長六尺五寸」(1969.5mm)、「巾二寸五分」(75.6mm)と記載されており、「厚五分」(15.0mm)とされている。

第六に、鉄板架圖においては、「長五寸」(151.5mm)、「巾三寸」(90.9mm)と記載されている。

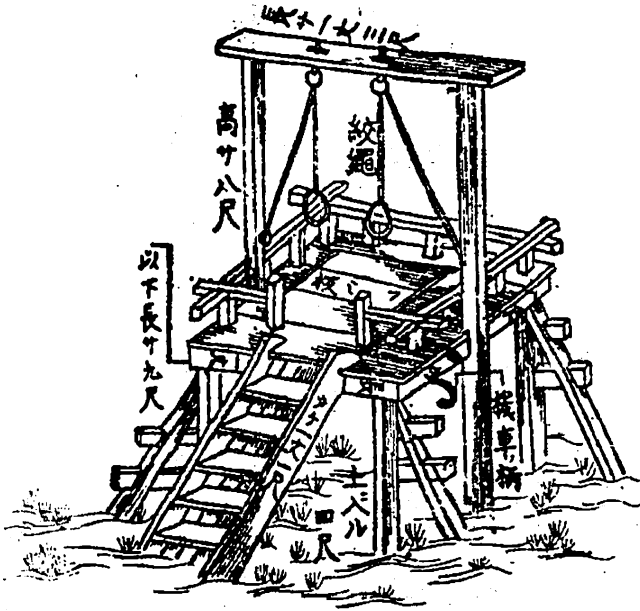
第七に、螺旋圖においては、「長四寸」(121.2mm)と記載されている。

第八に、絞繩鑲圖においては、方形の部品について「長一寸五分」(45.3mm)、角形の部品について、上部から、「長三寸八分」(114.9mm)、「長二寸」(60.6mm)、「巾一寸五分」(45.3mm)と記載されている。また、円形の部品について、「長七寸五分」(227.1mm)、「徑三寸」(90.9mm)とされている。

以上のように、各図に具体的な寸法が記載されているものの、絞架全圖の踏板の描写及び寸法と踏板裏面圖の寸法との間に齟齬がある。絞架全圖の踏板の描写が正しく、階段から向かって左右に踏板が設置されるはずなのであれば、踏板裏面圖に記載された「長八尺四寸」は「長一丈」の誤りではないかと思われる。

また、絞架全圖において8か所の具体的な寸法が記載されるなど、全ての部

図9 (国立国会図書館デジタルコレクションより)



材の具体的な寸法が記載されているわけではないものの、一部の部材については、具体的な寸法が記載されていた。

当時、こうした具体的な寸法の記載が見られるのは、注釈書に限られたことではなかった。明治12年(1879年)に発行された大館利一編『万民必携懐中日用便利』という7cm×13cmの小さな雑学帳⁶⁹⁾の91番目の項目は「絞架圖」であり⁷⁰⁾、絞架全圖を模した図が掲載されている(図9)⁷¹⁾。この雑学帳に掲載されているのは、絞架全圖を模したのみであって、踏板裏面圖以下の9図

69) 神代御系譜、皇族表、官等并月給表、府縣一覽表、改正郵便税則、大阪大津間瀨車發着時刻表、東京以西電信賃銭表、裁判所分割表、控訴上告心得の略、新聞紙條例、刑罪一覽表等の様々な分野の97項目が掲載されている。

70) 大館利一編『万民必携懐中日用便利』(明治舎、1879)59丁オ以下。なお、本書は、国立国会図書館のデジタルコレクションとして「万民必携懐中日用便利」のタイトルで公開されている。(http://dl.ndl.go.jp/infondljp/pid/897465)。

71) 大館編・前掲注(70)59丁ウ。

は掲載されていない。

この図においては、踏板が「フミ板」と表記され、踏板に至る階子は「タケ一丈一尺」(3333.3mm)と記載されている。踏板のある床の幅は「長一丈」(3030.3mm)とされており、奥行については記載がない。この床を支える中柱は地面から「以下長サ九尺」(2727.0mm)と記載されている。「絞繩」を掛ける笠木は、「長サ一丈三尺」(3939.3mm)とされ、この笠木を支える中柱は踏板のある床から「高サ八尺」(2424.0mm)と記載されている。ここでもまた、図からは、笠木を支える部分と平面を支える部分が中柱として1本でつながっているように見える。踏板のある床に設けられた手摺の寸法は見受けられない。この図においては、四隅の角木について、地面の「土一入ル四尺」(1212.0mm)と記載されている。このほか、機車について、「機車ノ柄」と記されている。

この雑学帳においては、注釈書が記載する8か所全ての具体的な寸法を記載しているわけではない。しかし、絞罪器械圖式に記載されていない具体的な寸法が5か所にわたって記載されている。ここからは、当時、絞罪器械圖式に記載されておらず、各種の注釈書に記載されていた具体的な寸法が一般に知られていた可能性が窺われる。

5 齟齬及び差異

これまで見てきたように、絞罪器械に関わる事項にはいくつもの大きな齟齬や差異がある。

第一に、絞罪器械圖式の図の間に齟齬がある。具体的には、絞架全圖と踏板裏面圖から求められる寸法の間、そして、絞架全圖と絞繩鑲圖から求められる寸法の間それぞれ齟齬がある。

第二に、絞罪器械圖式の絞架全圖と熊谷県の図面の間には、階子の位置が異なるという差異がある。具体的には、絞架全圖においては階子が正面中央部に架けられているのに対し、熊谷県の図面においては階子が正面左端に架けられている。また、府県不明の「絞架処刑写生図」においては、階子が左側面から

架けられており、階子の位置がさらに異なっている。

第三に、絞罪器械圖式の絞繩の長さとは熊谷県の仕様書添付の「御入費内譯帳」の絞繩の長さの間に齟齬がある。具体的には、絞罪器械圖式においては絞繩の長さが2丈5尺とされているのに対し、熊谷県の「御入費内譯帳」においては、その長さが1丈5尺とされている。

第四に、絞罪器械の大きさが絞罪器械圖式と新治県の図面から推察されるものとは異なっている蓋然性が高い。具体的には、新治県の絞罪器械が絞罪器械圖式で定められたものよりも小さいと推察される。

第五に、絞罪器械圖式には設置することが求められていない上家が熊谷県と新治県では設置されているという差異がある。

第六に、設置された上家について、熊谷県と新治県では形状が異なっている。具体的には、熊谷県においては正面以外の三方に壁があるのに対し、新治県においては前室（「前側葺卸シ家」）が上家に続く配置となっており、四方に壁がある。

第七に、絞罪器械圖式と改定律例の注釈書の間には、具体的な寸法の記載について差異がある。具体的には、絞罪器械圖式においては具体的な寸法が記載されず、縮尺のみが記載されているに過ぎないのに対して、改定律例の注釈書においては具体的な寸法が記載されている。具体的な寸法の記載は、注釈書のような専門書のみならず、『万民必携懐中日用便利』のような雑学帳においても見られた。

第八に、改定律例の注釈書における絞架全圖の踏板の描写及び寸法と踏板裏面圖の寸法との間に齟齬がある。具体的には、絞架全圖において踏板が階子から向かって左右に長く描かれているのに対して、踏板裏面圖の寸法通りであれば、踏板が階子から向かって前後に長く設置されることになるはずである。

このような齟齬及び差異を踏まえて、絞罪器械圖式の位置付けについて、節を変えて検討することとしたい。

6 絞罪器械圖式の位置付け

冒頭で述べたように、絞罪器械圖式は、絞繩略圖以外の9図において、具体的な寸法や材木の種類を記載しておらず、縮尺を示すに留まっている。そのため、具体的な寸法を探るためには、絞架全圖等の図面に記載された長さや厚さを計測し、具体的な寸法を求める必要がある。もっとも、図面から全ての部材の具体的な寸法を読み取ることは困難である上、既に指摘したように、図と図の間に齟齬もある。そのため、絞罪器械圖式のみを手掛かりに絞罪器械を設置することは事実上不可能であったと言える。

各府県が絞罪器械圖式に沿った絞罪器械を設置することができたのは、前述の通り、絞罪器械圖式が頒布された3日後の明治6年(1873年)2月23日に頒布された明治6年司法省布達第21號が「今般絞罪器械改正圖式御頒布相成候ニ付テハ右圖式中製作方法詳細之儀ハ當省へ可伺出此段相違候也」としたことから、各府県がその製作方法の詳細について司法省に伺を立てたためであると考えられる。熊谷県の仕様書、図面、入費に関する内訳帳はそうした伺を踏まえて作成されたものと考えられる。

改定律例の注釈書が主要な部材について具体的な寸法を記載しているのは、各府県に対してなされた司法省による回答又は回答案をもとにしたものと考えられる。もっとも、既に指摘したように、改定律例の注釈書における絞架全圖の踏板の描写及び寸法と踏板裏面圖の寸法との間に齟齬がある上、具体的な寸法が記載されているのが一部の部材に限られていることもあって、これらの注釈書のみを手掛かりに絞罪器械を設置することも事実上不可能であったと言える。

絞罪器械圖式の絞架全圖と熊谷県の図面の間に階子の位置が異なるという差異があったり、絞罪器械圖式の絞繩の長さや熊谷県の仕様書添付の「御入費内訳帳」の絞繩の長さの間に齟齬があったり、絞罪器械の大きさが絞罪器械圖式と新治県の図面から推察されるものとは異なっている蓋然性が高かったりするなど、絞罪器械圖式が意図する仕様の通りに、必ずしも絞罪器械が設置されていなかったことが窺われる。

また、絞罪器械の上家が一部の府県で設置されていたことも、絞罪器械の設置実務が全国で統一的になされていなかったことを推測させる。本稿で紹介したように、熊谷県と新治県では上家の形状が異なっており、上家の構造や仕様も各府県で大きく異なっていたことを示している。

このように、絞罪器械圖式は、それ自体として、絞罪器械の内容を十分に示しているとは到底言えない。司法省が絞罪器械の製作方法の詳細を各府県に伝えたとしても、その内容は熊谷県の仕様書等から垣間見えるばかりで、その詳細な内容は明らかとなっておらず、もちろん法律及びそれらと同視できる法規範によるものではない。改定律例の注釈書が当時公的な色彩を一定程度有していたことは否定できないものの、法律及びそれらと同視できる法規範ではなく、法律を公式に補完するものではない。

しかも、熊谷県で階子の位置が異なる仕様書が政府に承認されたり、上家が一部の府県で設置されたりしたように、各府県における絞罪器械の設置実務においても、絞罪器械圖式が意図する仕様を徹底しようとする姿勢は乏しかった。また、政府も、そのような設置に対して費用の3分の1を負担するなど、絞罪器械圖式の内容と異なる絞罪器械の設置を容認していたと言うほかない。

以上のような絞罪器械圖式の内容と絞罪器械の設置実務に鑑みれば、絞罪器械圖式は、新律綱領が定めていた絞柱に代わっておよそ絞架式を導入するという程度の内容しか規定していなかったと理解するのが相当である。そして、絞罪器械の設置実務においても、その程度のものとして扱われていたと考えるのが自然である。だからこそ、その後何ら法令上の根拠なくその設備が変更されていったのである。絞罪器械圖式は、頒布当初から、絞柱を廃止して絞架式を導入するというごく小さな実効性しか有していなかったのである。冒頭で紹介した昭和36年最高裁判例において、藤田八郎裁判官は補足意見で「太政官布告65号は、死刑の執行方法に関する精細な規定であつて、死刑の執行方法が残虐にわたらないことを担保する内容を有するものである」としたが、絞罪器械圖式に精細さはかけらほども窺えず、そのような理解は失当と言うほかない。

とは言え、絞罪器械圖式が定めるのは、死刑執行に係る設備である。何らか

の記念碑のような、据え置くことのみが目的のものではない。死刑を円滑に執行するために、絞首刑の執行設備が一定の強度を有し、器具が適切に作動することが求められる。そのためには、各部材の材質や具体的な寸法や組立て等の工事の手順が規定される必要がある。1886年、大西洋の両側、アメリカとイギリスで絞首刑を検討する委員会がそれぞれ立ち上げられ、2年後の1888年にどちらの委員会も報告書を提出するなど⁷²⁾、絞罪器械圖式の頒布とほぼ同時期に、絞首刑の執行に関する問題意識は世界的に高まっていたと言える。

それでは、絞罪器械圖式が絞柱を廃止して絞架式を導入するというごく小さな実効性しか有しておらず、絞罪器械の設置に当たって、各府県において統一的な刑罰の執行設備を整えようとする姿勢も乏しく、新律綱領の定めた絞柱とは異なる絞架式の刑場を設ければ足りるという意識が窺われるのみであって、実務上も全国で統一された執行設備が整えられたという事実もないのはなぜか。

前述のように、絞罪器械圖式は、新律綱領が施行される中で頒布された。新律綱領は、卷二の名刑律下の「斷_レ罪無_ニ正條_一」として、「凡律令ニ。該載シ盡ササル事理。若クハ罪ヲ斷スルニ。正條ナキ者ハ。他律ヲ援引^{ヒキアハセ}比附シテ。加フ可キハ加ヘ。減ス可キハ減シ。罪名ヲ定擬シテ。上司ニ申シ。議定ツテ奏聞ス。若シ輕ク罪ヲ斷シ。出入アルコトヲ致ス者ハ。故失ヲ以テ論ス。」と規定し、比附援引、すなわち類推解釈による処罰を認めていた。また、同じく卷二の名刑律下の「斷_レ罪依_ニ新頒律_一」として、「凡律ハ。頒降ノ日ヨリ始ト爲ス。若シ所犯。頒降已前ニ在ル者モ。竝ニ新律ニ依テ擬斷シ。舊律ヲ援引スルコトヲ得ス。」と規定し、新律綱領頒布前の行為についても新律綱領を遡及的に適用することとしていた。さらに、卷五の雜犯律において、「凡律令ニ正條ナシト雖モ。情理ニ於テ。爲スヲ得應カラサルノ事ヲ爲ス者ハ。笞三十。事理重キ者ハ。杖七十。」と規定しており、条文がなくとも条理に従って不応為を処罰する規定（不應爲條）を有していた。

72) 永田憲史解題・総監訳「ニューヨーク州死刑委員会報告書（抄訳）」関西大学法学論集65巻3号（2015）227頁以下、永田憲史解題・監訳「1888年アバーデア死刑委員会報告書」ノモス39号（2016）153頁以下。

その後には頒布された改定律例も、斷罪無正條例として、「凡律令ニ罪名ナク令ニ制禁アリ及ヒ制禁ナキ者各所犯ノ輕重ヲ量リ不應爲違令違式ヲ以テ論シ情罪重キ者ハ違制ニ問擬ス」(同99条)、不應爲條例として、「凡二人以上同ク不應爲ヲ犯シ首タル者懲役三十日ニ該レハ從ハ懲役二十日首タル者懲役七十日ニ該レハ從ハ懲役六十日ニ科ス若シ所犯輕重ノ分アレハ不應爲輕重ニ分擬シ首從ヲ以テ論セス」(同289條)、「凡佛像ヲ棄毀スル者ハ不應爲重ニ科ス」(同290條)、「凡詭言怪說ヲ流傳シ及ヒ著述シテ政體ヲ妨害スル者ハ不應爲重ニ科ス」と規定し(同301條)、新律綱領と同様に不應爲條を設けていた。一方、斷罪依新頒律條例として、「凡例モ亦頒降ノ日ヨリ始ト爲スト雖モ若シ事犯頒例以前ニ在テ原律罪名輕キ者ハ仍ホ原律ニ依テ定擬ス」(同100条)と規定し、改定律例頒布前の行為について改定律例を遡及的に適用するとはせず、刑の変更(現行刑法6条)の場合に行為者に有利に取扱うにすぎないとされるようになった。

新律綱領及び改定律例の下においては、不應爲條がある上、比附援引を口実として自由自在に処罰していたとされる⁷³⁾。こうした実務は明や清の律例に倣ったものであり⁷⁴⁾、新律綱領及び改定律例が律系の法制度を踏襲した中では自然なことであった。この時期、罪刑法定主義の要請は全くあるいはほとんど意識されていなかったのである。

こうした状況は、明治13年(1880年)7月17日に頒布された旧刑法(明治13年太政官布告第36號)により大きく変化することとなる。旧刑法は、「法律ニ正条ナキ者ハ何等ノ所為ト雖モ之ヲ罰スルヲ得ス」(同法2條)として、不應爲條を置かず、比附援引・類推解釈を禁止することとした⁷⁵⁾。律系の法制度とは一線を画することとなったこの変更は、「本法法律上未曾有ノ進歩」と評されることとなった⁷⁶⁾。もっとも、旧刑法が頒布された当時、罪刑法定主義と

73) 磯部四郎『改正増補刑法講義上卷』(八尾書店、1893) 336-339丁。

74) 磯部・前掲注(73) 337丁。

75) 堀田正忠『刑法釋義 第壹篇』(須原鐵二、1883) 52丁、富井政章『刑法論綱全』(寶文館、1889) 23-24丁、井上正一『訂正日本刑法講義』(明報堂、1893) 39丁、龜山貞義『刑法講義 卷之一』(明治法律学校講学会出版、1898) 50-52丁。

76) 宮城浩藏『刑法講義 一 四版』(明治法律学校、1885) 121丁。

いう用語は公刊されている講義録等を見る限り、使われていなかったようである。しかも、旧刑法頒布の時点では、不應爲條の不採用、比附援引・類推解釈の禁止、遡及適用の禁止に見られるように、刑罰の法定の要請はあまり意識されておらず、犯罪を法定する要請が主に意識されていたようである。

1889年（明治22年）2月11日に公布された大日本帝国憲法は、「日本臣民ハ法律ニ依ルニ非スシテ逮捕監禁審問處罰ヲ受クルコトナシ」（同憲法23條）と規定しつつも、「天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル爲緊急ノ必要ニ由リ帝國議會閉會ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ發ス」（同憲法8條1項）として緊急勅令を定めてその例外をともしれば広範に認めうる余地を残すなど、当時の罪刑法定主義は極めて不完全なものであったと評されている⁷⁷⁾。とは言え、罪刑法定主義は我が国にしっかりと根を下ろしていったことは否定できない⁷⁸⁾。明治40年（1907年）4月24日に公布された現行刑法（明治40年法律第40号）は、罪刑法定主義に関わる条文を何ら規定していないが、制定当初から、当然に罪刑法定主義を採用していると理解されていた⁷⁹⁾。

このように、絞罪器械圖式は、罪刑法定主義、とりわけ刑罰の法定の要請が全くあるいはほとんど及び得ない新律綱領が施行される中で頒布され、監獄則圖式に組み込まれたものであった。そのため、絞罪器械圖式は絞柱を廃止して絞架式を導入するという実効性のみを有し、絞罪器械の設置に当たって各府県の裁量が広く認められていたのである。

絞罪器械圖式は、遵守されなければならない点が絞柱を廃止して絞架式を導入することに限定されていた法規範であり、その頒布当初には絞柱を廃止するという相応の意義があったものの、前記昭和36年最高裁判例のようにその有効性を認める立場を採るとしても、絞架式の定着した今日ではその実効性は極めて小さくなっている。

77) 萩原滋『罪刑法定主義と刑法解釈』（成文堂、1998）5頁。なお、大日本帝国憲法8條2項は、「此ノ勅令ハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出スヘシ若議會ニ於テ承諾セサルトキハ政府ハ將來ニ向テ其ノ効力ヲ失フコトヲ公布スヘシ」としていた。

78) 萩原・前掲注（77）5-6頁。

79) 例えば、牧野英一『刑法提要 全』（警眼社、1909）8-9頁。

本来、死刑の執行方法については、より一層厳格な罪刑法定主義ないし法律による行政の原理たる法治主義が要請されることから、国会による法律の制定という民主的正当化の過程を経ることが強く求められるはずである⁸⁰⁾。そして、その法律は、死刑を円滑に執行し、死刑の正統性／正当性を維持することができるよう、被執行者の死亡に至る過程についての科学的根拠に基づいて、執行設備の詳細に至るまで規定することが必要である。そのような規定を設けず、又は、規定することができないのであれば、絞首刑を執行すべきでないと考える。

* 資料の収集に当たって、宮城県公文書館及び京都府立京都学・歴史館に大変お世話になりました。記して謝意を表します。

80) 高作・前掲注 (10) 73頁。